

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

【変更案】

平成29年2月28日

変更：平成30年※月※日

総務省

※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）の規定に基づき、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」より名称を変更。

目 次

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
第2 中期目標の期間.....	3
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項.....	3
<u>1 郵便貯金管理業務</u>	3
(1) 委託先及び再委託先の監督.....	3
(2) 資産の確実かつ安定的な運用.....	3
(3) 周知・広報	3
(4) 情報の公表	4
<u>2 簡易生命保険管理業務</u>	5
(1) 委託先及び再委託先の監督.....	5
(2) 資産の確実かつ安定的な運用.....	5
(3) 周知・広報	6
(4) 情報の公表	6
<u>3 郵便局ネットワーク支援業務</u>	6
(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施.....	6
(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施.....	7
第4 業務運営の効率化に関する事項.....	8
(1) 業務経費等の合理化・効率化.....	8
(2) 給与水準の適正化.....	8
(3) 調達の合理化	8
第5 財務内容の改善に関する事項.....	8
第6 その他業務運営に関する重要事項.....	9
(1) 内部統制の充実・強化.....	9
(2) 情報セキュリティ対策の推進.....	9
(3) 災害等の不測の事態の発生への対処.....	9

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

郵政民営化においては、民営化前に預入等が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については、民営化後も政府保証を継続することとしている。郵政民営化法（平成19年法律第97号）の基本方針においては、これらの管理に関する業務（郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務）は、民営化された会社とは独立した公的な法人格を有する主体において行うこととして、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号。以下「改正法」という。）により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機構」という。）に承継することとされた。この基本方針により平成19年10月に設立された機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。改正法により平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。以下「機構法」という。）に基づき、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するため、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を行い、国の政策である郵政行政の推進の一端を担っている。

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、平成27年度末時点においても依然その水準は高い（郵便貯金残高：約19兆円、簡易生命保険契約件数残高：1,955万件）ことから、郵政行政の推進という国の政策を着実に推進するためには、今後も機構が郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を引き続き実施する必要がある。

機構においては、郵便貯金の払戻し等の業務が委託・再委託されることから、その人員等の体制は、設立当初から最小限のものとされているところ、第2期中期目標期間（平成24年度から平成28年度まで）においては、平成24年10月に郵政民営化法が改正され、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとされた。すなわち、あまねく全国において利用されることを旨として設置される郵便局において取り扱われることが、法律上、新たに義務付けられた。

更に、郵政事業に係る基本的な役務（以下「郵政事業のユニバーサルサービス」という。）については、郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務が、法令上日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して課されており、国民生活に必要不可欠なサービスとして郵便局ネットワークにより提供されていることを踏まえ、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図ることを目的として、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が改正法により創設された。この交付金・拠出金制度に係る業務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されが必要であって、この業務を効果的かつ効率的に行わせるため、独立行政法人である機構が実施することとされたところである。

このような背景、機構に求められる役割、第2期中期目標期間における業務の実績についての評価結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣

議決定) 等を踏まえ、機構の第3期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 郵便貯金管理業務

機構は、上述のとおり、政府保証された郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行する必要がある。郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

- ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。
- ・監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

【指標】

- ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に 1 回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度 1 回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに 1 回以上行う。

【指標設定の考え方】

委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）により定められた運用方法（預金者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、郵便貯金資産の運用計画に従った運用を行うこと。

(3) 周知・広報

民営化後も政府保証を継続することとしている民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、より効果的な周

知・広報を実施すること。具体的には、周知に当たっては、預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状の送付対象を第2期中期目標期間より拡大するのに加え、転居した預金者に対しても周知をする方策を検討するとともに、毎事業年度預金者に対する実態調査を行う等により、実態把握を促進すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。

【重要度：高】 民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、民営化後も政府保証を継続することとしているが、満期後一定期間を経過した後、機構が預金者に対し催告し、その催告を発した日から2月以内にお払戻しのない場合は預金者の権利が消滅することから、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しが促進されるよう、より効果的な取組を実施する必要がある。

【指標】

- ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。
- ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に240万件以上発送する。
- ・挨拶状を発送した預金者への実態調査を、初年度1000人以上を対象に行い、次年度以降は、初年度の調査結果を踏まえ、より効果的な把握方法を検討の上行う。

【指標設定の考え方】

権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促すため、その残存状況を定期的に周知するほか、第2期中期目標期間中に行っていた満期後15年を経過した全預金者に対する挨拶状の発送を、満期後9年目以下の全預金者に対しても行うとともに、それ以外の預金者に対しても効果を検証した上で可能な限り行い、挨拶状を発送した預金者への実態調査を毎事業年度行うこととする。

※満期後15年を経過した預金者に対する挨拶状の第2期中期目標期間中の発送件数：約40万件（予定）

※満期後9年目以下の預金者数（平成20年度～27年度満期分）：約200万件（平成28年9月現在）

(4) 情報の公表

郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

【指標】

- ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。

【指標設定の考え方】

郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分か

りやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。

2 簡易生命保険管理業務

機構は、上述のとおり、政府保証された簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行する必要がある。簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した請求のあった保険金の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

- ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、契約者等からの苦情申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢については、保険金等の確実かつ早期の支払に向けた取組の実施等、その整備・強化がなされるよう、委託先及び再委託先に対して対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。
- ・監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

【指標】

- ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。

【指標設定の考え方】

委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び整備法により定められた運用方法（契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等）の範囲内で、簡易生命保険資産の運用計画に従った運用を行うこと。

再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認すること。

(3) 周知・広報

民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。

【指標】

- ・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。

[指標設定の考え方]

支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況の定期的な周知を行うこととする。

(4) 情報の公表

簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

【指標】

- ・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容の検証を毎事業年度1回以上行う。

[指標設定の考え方]

簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。

3 郵便局ネットワーク支援業務

機構は、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与する必要がある。郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

機構法第18条の2及び第18条の3の規定に基づき、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、以下の項目を実施すること。

・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施することが可能となるよう、交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めること。

- ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講ずること（平成 31 年度から実施）。
- ・交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという機構法の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること（平成 31 年度から実施）。そのため、事前に日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社と連携を図りながら対応すること。
- ・交付金を交付した年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること（平成 32 年度から実施）。

【指標】

- ・総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守している。
- ・平成 31 年度以降の毎事業年度 1 回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。
- ・平成 31 年度以降の毎事業年度 1 回以上、徴収した拠出金を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。

〔指標設定の考え方〕

交付金の交付及び拠出金の徴収に関する適切性を担保するため、総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守していることを確認することとする。また、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、毎事業年度 1 回以上、その検証を行うとともに、拠出された拠出金を安全に管理するための措置の有効性について、毎事業年度 1 回以上、検証を行うこととする。

(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施

交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定するため、以下の項目を実施すること。

- ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。算定に当たっては、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持すること。
- ・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料を、日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。
- ・郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講ずること。

【指標】

- ・総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受ける。
- ・毎事業年度 1 回以上、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するた

めの措置の有効性について検証を行う。

[指標設定の考え方]

交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実に行うため、認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するため、毎事業年度1回以上、当該情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行うこととする。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務経費等の合理化・効率化

郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成28年度と比べて5%以上を削減すること。

(2) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

(3) 調達の合理化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ること。中期目標期間における一者応札の平均件数を第2期中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努めること。

第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不斷に見直しを行うこと。

加えて、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。なお、当該積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備や、内部統制委員会の開催等により内部統制環境の整備・運用を行うこと。また、これらが有効に機能していることについて定期的又は隨時にモニタリング・検証を行い、不断の見直しを行うこと。また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化すること。さらに、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、ハラスマント対策等の労務課題について、講習会の実施及び外部専門機関を含めた相談体制の構築により、適切な対応を図ること。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、情報セキュリティ及び保有個人情報の保護に関する規程に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を強化する等の対策により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めること。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる改善を図ること。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。

(3) 災害等の不測の事態の発生への対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。

(別添) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に
係る政策体系図(案)

国の政策体系

郵政行政の推進

(郵政民営化の基本方針(閣議決定)、郵政民営化法、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険
管理・郵便局ネットワーク支援機構法)



法人の目的・業務

○ 目的

日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。)に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的とする。

○ 業務

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務

(業務委託先(※)の監督、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取勧奨に関する周知・広報、訴訟・苦情対応等。)

※ 預金の払戻し、保険金の支払、資産運用等は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、日本郵便に委託。

二 郵便局ネットワーク支援業務

(交付金の交付、拠出金の徴収等。)

(参考)

郵便貯金残高19.0兆円、簡易生命保険契約件数1,955万件(平成27年度末時点)

※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)に基づき、平成31年4月1日から
「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」より名称を変更。

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 第3期中期目標変更案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）</u></p> <p>平成29年2月28日 <u>変更：平成30年※月※日</u> 総務省</p> <p><u>※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）の規定に基づき、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」より名称を変更。</u></p>	<p><u>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）</u></p> <p>平成29年2月28日</p> <p>総務省</p>

目 次	目 次
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 郵便局ネットワーク支援業務</u></p> <p> (1) <u>交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施</u></p> <p> (2) <u>交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施</u></p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>郵政民営化においては、民営化前に預入等が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については、民営化後も政府保証を継続することとしている。郵政民営化法（平成19年法律第97号）の基本方針においては、これらの管理に関する業務（郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務）は、民営化された会社とは独立した公的な法人格を有する主体において行うこととして、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（<u>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律</u>（平成30年法律第41号。以下「改正法」という。）により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機</p>	<p>第1・第2 (同左)</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第4～第6 (同左)</p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>郵政民営化においては、民営化前に預入等が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については、民営化後も政府保証を継続することとしている。郵政民営化法（平成19年法律第97号）の基本方針においては、これらの管理に関する業務（郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務）は、民営化された会社とは独立した公的な法人格を有する主体において行うこととして、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）に承継することとされた。この基本方針により平成19年10月に設立された機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）に基づき、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ</p>

構」という。)に承継することとされた。この基本方針により平成19年10月に設立された機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。改正法により平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。以下「機構法」という。)に基づき、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するため、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を行い、国の政策である郵政行政の推進の一端を担っている。

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、平成27年度末時点においても依然その水準は高い(郵便貯金残高:約19兆円、簡易生命保険契約件数残高:1,955万件)ことから、郵政行政の推進という国の政策を着実に推進するためには、今後も機構が郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を引き続き実施する必要がある。

(略)

更に、郵政事業に係る基本的な役務(以下「郵政事業のユニバーサルサービス」という。)については、郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務が、法令上日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して課されており、国民生活に必要不可欠なサービスとして郵便局ネットワークにより提供されていることを踏まえ、郵政事業のユニバーサルサービス

確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するため、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を行い、国の政策である郵政民営化の推進の一端を担っている。

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、平成27年度末時点においても依然その水準は高い(郵便貯金残高:約19兆円、簡易生命保険契約件数残高:1,955万件)ことから、郵政民営化という国の政策を着実に推進するためには、今後も機構が郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を引き続き実施する必要がある。

(同左)

(新設)

の提供の確保を図ることを目的として、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が改正法により創設された。
この交付金・拠出金制度に係る業務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されなければならないこと
で、この業務を効果的かつ効率的に行わせるため、独立行政法人である機構が実施することとされたところである。

(略)

(別添) 政策体系図

第2 (略)

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1・2 (略)

3 郵便局ネットワーク支援業務

機構は、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与する必要がある。郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

機構法第18条の2及び第18条の3の規定に基づき、日本郵

(同左)

(別添) 政策体系図

第2 (略)

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1・2 (同左)

(新設)

便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、以下の項目を実施すること。

- ・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施することが可能となるよう、交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方法を適正かつ明確に定めること。
- ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講ずること（平成 31 年度から実施）。
- ・交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという機構法の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること（平成 31 年度から実施）。そのため、事前に日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社と連携を図りながら対応すること。
- ・交付金を交付した年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること（平成 32 年度から実施）。

【指標】

- ・総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守している。

- ・平成 31 年度以降の毎事業年度 1 回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。
- ・平成 31 年度以降の毎事業年度 1 回以上、徴収した拠出金を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。

[指標設定の考え方]

交付金の交付及び拠出金の徴収に関する適切性を担保するため、総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守していることを確認することとする。
また、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、毎事業年度 1 回以上、その検証を行うとともに、拠出された拠出金を安全に管理するための措置の有効性について、毎事業年度 1 回以上、検証を行うこととする。

(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施

交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定するため、以下の項目を実施すること。

- ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。算定に当たっては、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性を保持すること。
- ・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他の交

付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料を、日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。

- ・郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講ずること。

【指標】

- ・総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受ける。
- ・毎事業年度1回以上、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。

【指標設定の考え方】

交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実に行うため、認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとする。また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するため、毎事業年度1回以上、当該情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行うこととする。

<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務経費等の合理化・効率化</p> <p>郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する<u>とともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行する</u>中で、可能な限り業務の効率化を進めること。(後略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務経費等の合理化・効率化</p> <p>郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。(同左)</p> <p>(2)～(3)(同左)</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>加えて、<u>郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定</u>において、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。なお、<u>当該</u>積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(同左)</p> <p>加えて、中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。なお、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。</p>
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 災害等の不測の事態の発生への対処</p> <p>東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、<u>郵便貯金管理業務</u>、<u>簡易生命保険管理業務</u>及び<u>郵便局ネットワーク支援業務</u>を適切に実行できるよ</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1)・(2)(同左)</p> <p>(3) 災害等の不測の事態の発生への対処</p> <p>東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、<u>郵便貯金管理業務</u>及び<u>簡易生命保険管理業務</u>を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを</p>

うに、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。（後略）

毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。
(同左)

国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき 業務運営に関する目標（中長期目標）変更案

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 29 日

変更 平成 30 年〇月〇日

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 中長期目標期間における国の政策体系上の国立環境研究所の位置付け

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技術開発の面から、大きく貢献してきた。

改正独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）により平成 27 年 4 月より国立研究開発法人となった国環研は、前述の役割を踏まえつつ、今後も、活動の成果が環境政策や社会実装を通じ、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、研究開発等を推進してゆく。

2. 国立環境研究所の役割（ミッション）

国環研は、~~独立行政法人~~通則法第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

また、国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。

- ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環

- 境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する査及び研究（国環研法第 11 条第 1 項第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。
- ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 1 項第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。
- ③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。

3. 国の政策・施策・事務事業との関係

中長期的に目指すべき社会像の実現に向けて、今後 5 年間で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題等についてとりまとめた「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申。以下「推進戦略」という。）において、国環研は、我が国の環境科学分野における牽引的な役割を担い続けるとともに、環境政策の決定において有効な科学的知見を提示し、政策の具体化、実施の場面においても科学的側面からリーダーシップを発揮することが期待されている。

具体的には、環境研究の中核的研究機関として、経済・社会的な課題の解決をも見据えた統合的な研究の先導、行政施策に資する科学的知見の提供等の推進、大学・地域の環境研究拠点・民間企業等との連携強化、国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。

4. 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況

現在、我が国が直面している環境、経済、社会の諸問題は、気候変動、生物多様性の減少、化石燃料等資源の大量輸入による国富の流出、地域経済の疲弊、人口減少・超高齢化社会の進行及びコミュニティの衰退等、それぞれが深刻であるだけでなく、相互に因果関係を有して問題を複雑化している。他方で、気候変動や生物多様性の減少等の問題は、人間の社会経済活動が原因となって現れている複合的な事象であり、それらの環境問題の解決のための様々な取組は、社会経済活動全体の課題解決にも資する効果をもたらすことから、より総合的な対策へと舵を取る必要がある。

国環研においては、こうした環境、経済、社会の状況を踏まえ、環境問題の現状を把握し、未来の社会の姿を予見するため、観測・計測、現象解明等に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和のための具体的方策の提示及び最先端の環境技術の社会実装まで、環境科学研究分野全体を俯瞰した総合的な

取組を実施する必要がある。

5. 過去からの法人の活動状況

国環研は、昭和 49 年（国立公害研究所として発足。）の設立以来、幅広い環境研究に学際的、総合的に取り組む研究所として広範な研究を推進し、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や社会に貢献してきた。時代の経過とともに、公害研究から、地球温暖化、資源循環、生態系の保全を視野に入れた自然環境保全等の多様な環境問題への対応を、社会や行政から強く求められる中、国環研の研究体制は、環境研究の柱となる基盤的研究を行う部門と社会のニーズに対応した課題を取り組むための重点的研究部門とで構成され、研究が進められてきた。

第 3 期中期目標期間においては、環境研究の柱となる 8 つの研究分野を設定し、その中で基礎研究から課題対応型研究まで一体的に推進してきた。また、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備を行ってきた。それらの成果は、例えば、微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起のための暫定指針の策定、気候変動適応計画の策定などの我が国の環境政策に大いに貢献するとともに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書への科学的知見の提供、OECD テストガイドラインの新規採択への寄与など、国際的な貢献も大きい。

また、平成 23 年の東日本大震災発生以降は、放射性物質による環境汚染に対し、関連する複数の研究分野が連携し、環境汚染からの回復、地域環境の再生・創造、及び将来の大規模災害に備えた災害環境マネジメントの 3 つの研究を基軸とした災害と環境に関する研究に取り組んでおり、それらの研究成果は被災地復興に大きく貢献している。

さらに、平成 30 年 6 月 13 日に公布された適応法に基づき、気候変動により生じている、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動適応の推進のために、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供や地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととなった。

今後も、環境に関する様々な課題の解決のため、国環研の特長である、自然科学から人文社会科学までの環境科学分野全体を俯瞰した広範囲な研究、基礎から政策貢献・社会実装を目指した応用までの総合的研究を推進し、設立以来培ってきた国内外の信頼に基づく密な研究ネットワークを更に発展・充実させることが重要である。

（別添 1） 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

第2 中長期目標の期間

通則法第35条の4第2項第1号の中長期目標の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

通則法第35条の4第2項第2号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第4期中長期目標期間においては、国環研法第11条に基づく規定する国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」及び、「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、目標を設定する。

なお、評価にあたっては、別添2の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。

1. 環境研究に関する業務

環境研究に関する業務については、第4期中長期目標期間においては、以下の事項に重点的に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進
- (3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能の強化
- (4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進

(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、「課題解決型研究プログラム」及び「災害環境研究プログラム」を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。

【重要度：高】【難易度：高】

推進戦略で提示されている、領域ごとに今後5年間に重点的に取り組むべき研究と対応したものであるため重要度は高い。また、課題解決型研究プログ

ラムは研究成果の社会への貢献を目指して、実現の可能性を考慮しながら社会実装までを視野に入れて展開する必要があるため難易度は高い。さらに、災害環境研究プログラムは、福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）に基づき、喫緊かつ新たな課題である被災地の環境回復・創生に貢献する研究であるため、重要度、難易度ともに高い。

①課題解決型研究プログラム

推進戦略で提示されている中長期的に目指すべき社会像の実現に向か、「低炭素領域」、「資源循環領域」、「自然共生領域」、「安全確保領域」及び「統合領域」の各領域において、今後5年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題（重点課題）に対して、実行可能・有効な課題解決に繋がる課題解決型研究プログラムを実施する。各研究プログラムの実施にあたっては研究開発成果の最大化を図るため、複数の研究分野の連携・協力により統合的に実施するとともに、国内外の関連機関・研究者・ステークホルダー等との連携体制のもと取り組むものとする。

なお、各研究プログラムにおける具体的な研究課題については、中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。

ア. 低炭素研究プログラム

推進戦略に基づき、低炭素で気候変動に柔軟に対応する持続可能なシナリオづくり、気候変動の緩和・適応策に係る研究・技術開発、及び地球温暖化現象の解明・予測・対策評価に取り組む。

具体的には、中長期目標期間中に、グローバル、アジアおよび国内における低炭素かつ気候変動に適応した社会の実現に向けて、気候変動予測モデル、影響評価モデル、対策評価モデルをより密接に結びつけた包括的なモデル研究体制を構築し、社会経済シナリオと気候変動リスクを描出するとともに、実現可能な適応・緩和策を提示する。また、気候変動影響を考慮しつつグローバルから地域までのマルチなスケールにおける炭素観測管理技術を開発し、地域的な緩和策の効果検証を含む、温室効果ガスのリアルタイムな評価システムを構築する。

これらの取組により、既に共有されている長期ビジョンである気温上昇2°C目標について、その実現に向けた温室効果ガス排出経路を科学的な方法を用いて定量化し、低炭素社会の実現に向けた実装に貢献するとともに、

長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた世界の緩和・適応策などの気候変動に関する政策決定に必要な知見の提供に寄与する。

イ. 資源循環研究プログラム

推進戦略に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する技術・社会システムの構築、廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発、バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築に取り組む。

具体的には、中長期目標期間中に、国際的な資源利用戦略等における将来のビジョン実現に向けて、資源利用に伴うサプライチェーン構造、それを形成する要因を解明するとともに、モノやサービスのライフサイクルを通じた資源保全及び環境保全上の影響を評価し、持続可能な循環型社会への転換方策を提案する。また、わが国を含むアジア圏における持続可能な統合的廃棄物処理システムへの高度化及び低炭素社会等と協調した3Rに必要な処理・資源化等の基盤技術と社会におけるシステム化に関する開発・評価を行う。

これらの取組により、国等における循環型社会に係る政策形成に寄与するとともに、地域及び社会全体の環境イノベーションに貢献する。

ウ. 自然共生研究プログラム

推進戦略に基づき、生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発、森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発に取り組む。

具体的には、中長期目標期間中に、生物多様性の危機をもたらす4要因（乱獲・開発、耕作放棄、外来種・汚染、気候変動）をはじめとする各種危機要因の生物多様性への影響メカニズムの解明と影響評価・予測を行い、生物多様性の保全策と適応戦略を構築する。また、生物多様性がもたらす生態系機能とサービスの評価を行い、自然共生型流域管理等、生態系からの恵みを持続的に享受し利用する方策を提案する。

これらの取組により、管理・保全戦略の構築・実践、合意形成、検疫、法整備等の社会実装に寄与し、愛知目標の2020年目標である生物多様性の損失を止めるための行動の実施を通じて、2050年目標である自然共生社会の構築に貢献する。

エ. 安全確保研究プログラム

推進戦略に基づき、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係

る研究、大気・水・土壤等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究に取り組む。

具体的には、中長期目標期間中に、生体高次機能や継世代への影響などの健康・環境リスクの評価・管理手法、新たな生態影響評価体系、迅速性と網羅性を高める化学分析と動態把握、PM2.5などの大気汚染及び地域水環境保全に関する体系的研究を進めて、現時点でアプローチが定まっている健康・環境リスクの評価体系と網羅的かつ迅速な監視・予測手法、管理技術、及び管理戦略を提案する。

これらの取組により、持続可能な開発に関する世界サミット目標(WSSD2020年目標)の達成と大気汚染対策、健全な水循環の達成に寄与し、さらに2020年以降の持続可能な安全確保社会に向けた包括的な化学物質管理と大気・水環境管理への科学的課題と方法を示すことにより安全確保社会の実現に貢献する。

オ. 統合研究プログラム

推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示、持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革、環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に、人文・社会科学領域や従来の環境分野の枠を超えた研究コミュニティとの連携を進めながら取り組む。

具体的には、中長期目標期間中に、世界、アジア、日本、地域、都市等の様々な領域を対象に、気候変動の緩和・適応をはじめ、資源循環、自然共生、安全確保を含めた環境問題の解決のための施策の計画と社会・経済活動の中でその効果を定量的に評価するマルチスケールのモデル開発を行う。環境、経済及び社会の観点から持続性の視点をもち、各領域の将来像について定量的、定性的に分析するとともに、目標とする将来像とそれを実現するために必要な国際政策、国内、地域・都市政策の設計と評価をあわせて行う。また、提案する施策の社会実装を支援する社会モニタリングなどのシステム構築を行う。

これらの取組により、2020年以降の温室効果ガス排出目標の達成のための科学的な視点からの政策立案とその実現に寄与し、環境保全の視点から見た中長期的な経済・社会成長のための総合的戦略づくりに必要な知見を提供する。世界から地域、都市までの空間スケールを対象に、持続可能な社会実現に向けてのシナリオ設定、ロードマップの策定、及び社会実装に係る検証・研究を通じて、目指すべき社会の実現に貢献する。

②災害環境研究プログラム

福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）及び推進戦略等に基づき、災害と環境に関する研究（災害環境研究プログラム）を推進する。

具体的には、平成 28 年度に福島県環境創造センター内に開設される国環研福島支部を災害環境研究活動の拠点として、「環境創造センター中長期取組方針」（平成 27 年 2 月環境創造センター運営戦略会議）に則り、福島県及び日本原子力研究開発機構（JAEA）とそれぞれの強みを活かした適切な役割分担のもと連携するとともに、他の国内外の関係機関・研究ステークホルダー等とも連携し、国環研がこれまで実施してきた災害環境研究の 3 つの研究プログラムである「環境回復研究」、「環境創生研究」及び「災害環境マネジメント研究」を更に継続・発展させる。

各研究プログラムにおいて、中長期目標期間中に実施する具体的な取組は以下のとおり。

ア. 環境回復研究プログラム

国の喫緊の最重要課題である中間貯蔵と県外最終処分に向けた減容化技術等の研究開発に取り組むとともに、指定廃棄物等の処理処分に係る技術的課題解決のための研究開発を進める。

また、森林・水域等の環境中に残存している放射性物質の環境動態に関する長期的観点からの調査・研究を実施する。さらに、帰還地域における長期的環境影響評価を行うとともに、生活者の安全安心な生活基盤確保のための生活環境リスク管理手法の構築、生態系サービスを含めた生態系アセスメントを実施する。

イ. 環境創生研究プログラム

福島県の浜通り地域を対象として実施してきたまちづくり支援研究を発展させて、環境配慮型の地域復興に資する地域の環境資源、エネルギー資源を活用した環境創生のモデル事業の設計手法を開発し、技術と社会制度を組み合わせた実現シナリオを構築してその実現による環境面、社会経済面での効果を評価するとともに、社会モニタリングシステムの開発・構築を通じてその検証を進め、持続可能な地域社会を目指した体系的な施策を提案する。

ウ. 災害環境マネジメント研究プログラム

災害廃棄物処理システムの統合的マネジメント手法や体系的な人材育成システムを開発・活用し、化学物質対策や原発災害への対応力に関する検証研究や地方環境研究機関等の間のモニタリング・ネットワーク構築を進め、災害環境研究の国内・国際ネットワーク拠点の形成を目指す。

これらの取組により、被災地の確実な環境回復に貢献するとともに、環境創生に至る道筋を示し、課題解決型研究プログラムと連携して被災地における持続可能な地域環境の創出に貢献する。さらに、東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえた環境面での強靭化に貢献する。

なお、各研究プログラムにおける具体的な研究内容（課題）については、中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。

（2）環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進

環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基盤的調査・研究及び基盤整備等について、環境省の政策体系との対応を踏まえて9つの研究分野（地球環境研究分野、資源循環・廃棄物研究分野、環境リスク研究分野、地域環境研究分野、生物・生態系環境研究分野、環境健康研究分野、社会環境システム研究分野、環境計測研究分野及び災害環境研究分野）を設定し、着実に実施することとする。

【重要度：高】

環境研究の基盤的調査・研究及び基盤整備等は、環境問題の解決に資する源泉となるべきものであり、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。また、国家的プロジェクトである「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」や「衛星による温室効果ガス等地球環境モニタリング」などを含むため。

①基盤的調査・研究の推進

創造的、先端的な科学の探求を基礎としつつ、環境問題の解決に繋がる高い水準の環境研究を推進する。また、中長期的な視点で新たに発生する重大な環境問題や社会動向等に応じて隨時生じる喫緊の行政課題の解決にも対応するため、環境研究や環境政策の基盤となる調査・研究を着実に推進する。

具体的には、ゲノム情報解析等の先駆的な環境監視手法や研究手法の開発、政策的な意思決定の科学的根拠となる知見の集積などを実施する。

これらの取組により、今後起こりうる環境問題への対応を含め、環境政策の立案・実施に貢献する。

なお、各研究分野における具体的な調査・研究については、中長期計画に可能な限り達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。

②環境研究の基盤整備等

環境研究の基盤整備として、各種プラットフォームによる温室効果ガス等地球環境モニタリング、地域環境変動の長期モニタリング、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ機能の整備、環境に関する各種データの取得及びデータベース化等を推進する。

また、国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務であって、かつ国環研が国内外で中核的役割を担うべきものを「研究事業」と位置付け、主導的に実施する。

具体的には、

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号) 及び「宇宙基本計画」(平成 27 年 1 月 9 日、宇宙開発戦略本部決定)に基づき、衛星による温室効果ガス等地球環境モニタリング等を実施する。温室効果ガス観測技術衛星 2 号機については、平成 29 年度中途の打ち上げ後に運用の実施を行う。
- ・「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を、調査の研究計画書等に基づき着実に実施する。
- ・環境分野におけるレギュラトリーサイエンスを充実・強化するため、行政施策の基礎となる科学的知見の研究開発を行う拠点を整備し、環境リスクに関する研究と事業を連携して進める。
- ・新たに、~~「気候変動の影響への適応計画」(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)を受けた気候変動に関する研究事業や、災害廃棄物等に関する研究事業を実施する。~~

これらの取組により、環境研究や環境政策に有効な科学的知見を提供する。なお、中長期目標期間に整備する各取組のデータプロダクト数等について、中長期計画に適切な目標を設定するものとする。

(3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能強化

「科学技術イノベーション総合戦略 2015」(平成 27 年 6 月 19 日閣議決定)において、研究開発法人は、企業における事業化のみならず、これまでに至

るまでのプロセスにおいて、研究成果や人材、資金をダイナミックに循環させる取組も含め、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた「橋渡し」の戦略的取組を推進することが求められている。

また、推進戦略において、国環研は、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。

国環研は、これまででも、様々な機関との共同研究、大学等との協定締結、国内外の大学・研究機関等との人的交流等を通して連携を進めてきたが、第4期中長期目標期間においても、環境研究の中核機関として、国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能を一層強化するものとする。

【重要度：高】【難易度：高】

国環研は、推進戦略において、環境研究の中核的研究機関として位置づけられており、国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としての機能が求められることから、重要度は高い。また、プラットフォーム形成を通じた双方向連携機能の強化は国環研にとって新たに取り組むものであるため難易度は高い。

①中核的研究機関としての研究連携の強化

国内外の環境研究の中核的研究機関として内外の研究機関やステークホルダーとの連携を強化し、国環研のリーダーシップにより環境分野における研究を戦略的に推進するものとする。

具体的には、国内においては他の研究機関等（国立研究開発法人、大学、地方~~公共団体~~自治体環境研究機関、企業等）の研究状況や成果情報を把握しつつ、効果的な共同研究等を推進するものとする。また、国際連携に関しては、研究者ネットワークの活用、キャパシティ・ビルディング、研究拠点の形成、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等を通じ、強化することとする。

これらの取組により、環境分野における研究の戦略的な推進に貢献する。

なお、研究連携の強化に係る取組については、中長期計画に取組毎に達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。

②プラットフォームの形成による国内外機関との連携

研究事業のうち、国内外の他の研究機関等との連携のもとで実施することが適当なものについては、組織的な連携のプラットフォームのための体制を新たに整備し、キャパシティ・ビルディングの場の提供等と、成果の集積、情報基盤の構築等を含めた双方向性を持つ情報の発信・交換等を強化する。

これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究事業の成果の最大化を図る。

なお、連携プラットフォームを形成する各研究事業については、中長期計画に事業毎に連携に係る達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。

(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進

国環研で実施した環境研究の成果について、積極的に発信・提供し、環境政策の立案等に貢献するとともに、それらの普及・還元を通じて社会貢献を推進するものとする。

【重要度：高】

環境研究の成果は社会に還元されるべきものであり、また国立研究開発法人として国民の理解を得るために成果発信やアウトリーチ活動は重要であるため。また、政策貢献は国環研の重要なミッションのひとつであり、着実に取り組む必要があるため。

①研究成果の発信・提供

研究成果の発信・提供について、具体的に以下の取組を行うものとする。

- ・個別の研究成果について、誌上発表及び口頭発表を推進する。
- ・研究活動や研究成果に関する情報を、マスメディアや新しいメディアを通じて積極的に発信する。
- ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。
- ・オープンサイエンスを推進するため、研究成果等を蓄積し、利用しやすい形で提供するシステムについての検討を行う。
- ・刊行物等の様々な広報手段を活用し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。

これらの取組により、国民の環境研究への理解の促進に貢献する。

②研究成果の政策貢献と活用促進等

研究成果の政策貢献と活用促進等について、具体的に以下の取組を行うものとする。

- ・国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に活用されるよう、研究成果

- を積極的に発信・提供する。
- ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要となる科学的な事項の検討に参加する。
 - ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。
 - ・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。
- これらの取組により、研究成果の活用促進や環境政策の立案等に貢献する。

③社会貢献活動の推進

社会貢献活動として、具体的に、公開シンポジウム、施設の一般公開、見学受入れ、各種イベントや講演会、講師派遣等のアウトリーチ活動を推進することとする。

これらの取組により、国民への環境研究等の成果の普及・還元を通じた社会貢献をする。

2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務

様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報について収集・整理するとともに、以下のことを実施し、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」の充実を図り、運用することにより、環境情報を 국민にわかりやすく提供する。

- ・他機関が保有する情報を含め、利用者が知りたい情報に辿りつくことができるようにするための案内機能を充実させるとともに、幅広い環境情報の理解を容易にするため、環境情報に関するメタデータ（以下、「メタデータ」という。）を引き続き整備し、利用者が必要な情報（1次情報）を入手できるようにする。
- ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（G I S）等の情報技術を活用しながら分かりやすく提供する。
- ・オープンサイエンスを進めるため、利用者が使いやすい形での環境数値データの提供を行う。
- ・情報の訴求力を向上させるため、提供する解説記事等の作成に当たり、分かりやすい図表、写真等を活用する。

本業務の目標を達成するため、メタデータについては、第3期中期目標期間

中（目標 10,000 件）の実績を勘案し、更なる情報の充実を図るものとし、5 年間で新たに 12,000 件の整備を目指すこととする。

これらの取組により、国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、知識の普及を図るとともに、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全への取組を支援し研究開発の成果の最大化に貢献する。

【重要度：高】

環境分野の基盤的な情報や知見は、情報利用者のニーズに応じて活用しやすい形で適切に提供を行う仕組みの構築が求められていることから、わが国の環境行政の科学的、技術的基盤を提供する機関として、環境情報の収集、整理及び提供について着実に取り組む必要があるため。

3. 気候変動適応に関する業務

適応法による新たな国環研の業務及び気候変動適応に関する研究に一体的に取り組む。

具体的には、気象、防災、農林水産業、人の健康等、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う機関や地域気候変動適応センター（地域の大学や地方公共団体の研究機関等がこれを担うことが想定される）等と連携して気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報の収集・整理及び分析を実施する。また、気候変動に関する観測・監視研究、社会経済・気候シナリオの整備、気候変動影響及び脆弱性評価手法の高度化を行い、政府による気候変動影響の総合的な評価についての報告書の作成や気候変動適応計画の変更に貢献する。その際、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意する。

これらの情報及び調査研究・技術開発の成果について、気候変動適応情報プラットフォームを通じて提供する。また、都道府県又は市町村による地域気候変動適応計画の策定及び推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を行う。さらに、これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図るとともに、地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や研修等により、気候変動影響予測や適応策に関する研究人材の育成にも取り組み、気候変動適応の推進に貢献する。本目標期間中は、特に幅広い地域の活動を担う都道府県及び政令指定都市を中心に

積極的な働きかけを実施し、気候変動適応の推進に向けた技術的なニーズを把握するとともに、それを踏まえた技術的援助を実施する。

また、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を提供する基盤として、2020年までにアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を構築し、情報を発信することにより適応に関する国際的連携・国際協力に努める。

これらの取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

【重要度：高】【難易度：高】

喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。また、気候変動適応は、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため難易度が高い。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第35条の4第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。

1. 業務改善の取組に関する事項

(1) 経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

(2) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。

(3) 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行うなど、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、他の研究開発法人等の検討状況も踏まえながら物品の共同調達の実施や間接業務の共同実施について、検討を進め、適切に対応する。

なお、「国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務」については、平成 30 年度から 5 年間以上の複数年契約として、官民競争入札を実施するものとする。

2. 業務の電子化に関する事項

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定) を踏まえ、以下の取組を行う。

- (1) 各種業務を効率化するため、コンピュータシステム、所内ネットワークシステム、人事・給与システム、会計システム等の基幹システムについて必要な見直しを行いつつ、適切な管理・運用を行う。
- (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースについて必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。
- (3) つくば本構と福島支部において W E B 会議システムを導入することにより経費の節減及び連絡調整の効率化を図る。

第 5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。

第 4 の 1 「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計

画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築するとともに、一定の事業等のまとまりごとに適切なセグメントを設定し、セグメント情報の開示に努める。

（1）バランスのとれた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。

（2）保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

なお、平成 27 年度までに使用研究が終了した保有財産について、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく奥日光フィールド研究ステーションの撤去及び林野庁への返地を平成 28 年度中に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく生態系研究フィールドⅡの国庫納付を速やかに実施するものとする。

第6 その他の業務運営に関する重要事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

なお、国環研の初めての拠点研究所となる福島支部の運営にあたっては、あらかじめ研究管理体制や法令遵守に関する事項など必要な管理体制等を整備するものとする。

1. 内部統制の推進

(1) 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管查第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「業務の適正を確保するための基本規程」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制など内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

(2) コンプライアンスの推進

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成 22 年 9 月 8 日 国環研決定）に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実に行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（平成 18 年 9 月 11 日 平 18 規程第 22 号）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」（平成 19 年 9 月 12 日 平 19 規程第 17 号）等に基づき、管理責任の明確化、教育研修など事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

(3) PDCAサイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用するなどして適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

(4) リスク対応のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

2. 人事の最適化

(1) 優れた人材の確保

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）を踏まえ、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進し、優れた人材の確保を図るため、クロスアボイントメント制度及び年俸制を導入する。

(2) 若手研究者等の能力の活用

「研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針」（平成23年2月3日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

(3) 管理部門の能力向上

管理部門の事務処理能力の更なる向上を図るため、研修会や関係するセミナーへの参加を奨励するとともに、高度技能専門員の積極的な活用を図る。

また、研究者の事務負担の軽減に資するよう、管理部門体制の見直しや、関係マニュアルの改訂等により事務手続きの効率化に努める。

(4) 適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や發揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい研究事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

3. 情報セキュリティ対策等の推進

(1) 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び実施手順書等に従い、情報セキュリティ対策を適切に進めるとともに、研修を確実に実施し、自己点検等の結果を踏まえ運用の見直しを行う。

(2) 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

4. 施設・設備の整備及び管理運用

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を進めることなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

5. 安全衛生管理の充実

メンタルヘルスセミナーの実施やストレスチェック制度の適切な導入などメンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。

また、人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定など職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、火災・地震総合訓練など各種安全・衛生教育訓練の推進など危機管理体制の一層の充実を図る。

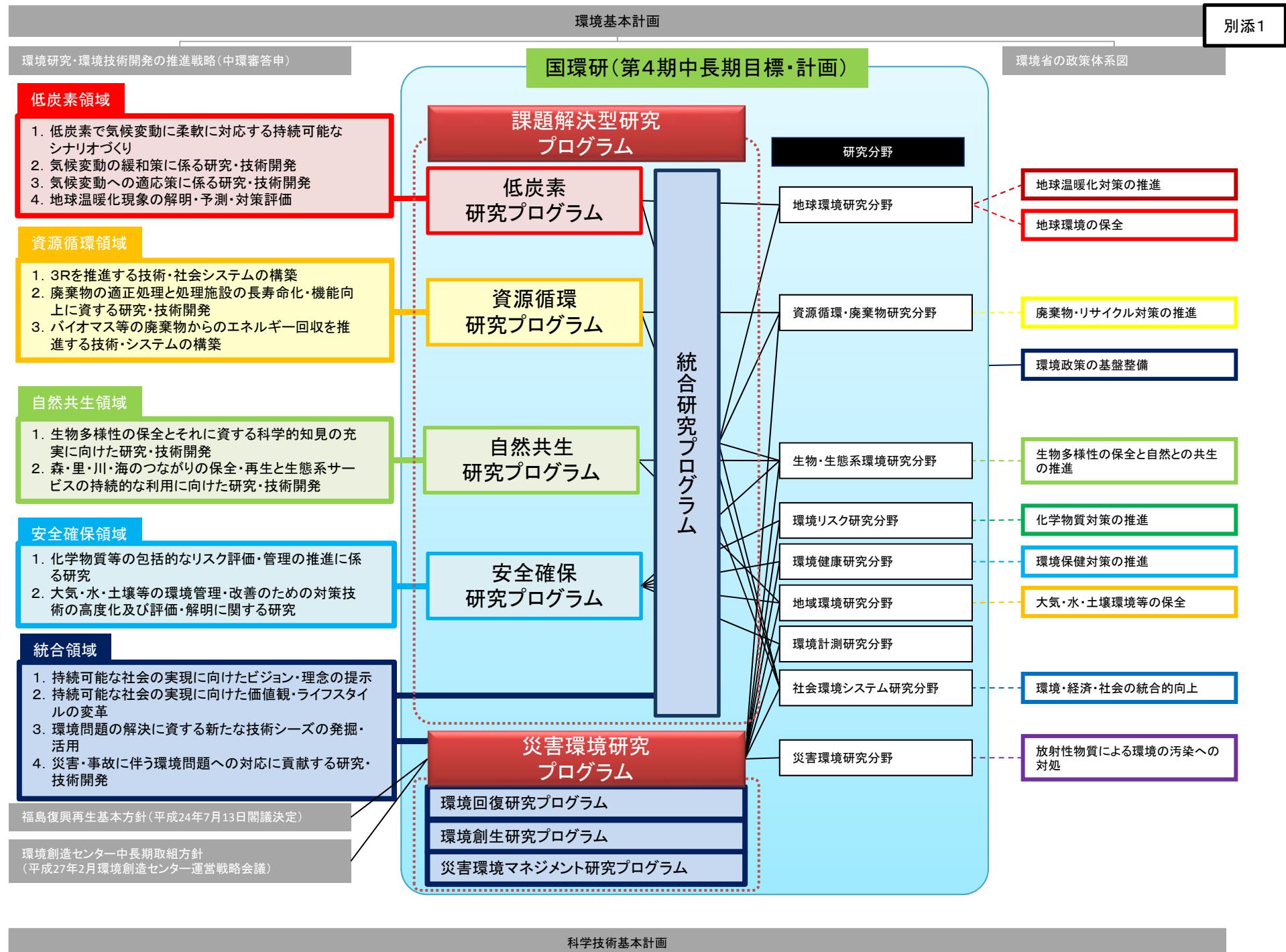
6. 業務における環境配慮等

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。

別添1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

別添2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等



国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

	評価軸	指標
第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 環境研究に関する業務 (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ①課題解決型研究プログラム	○統合的な取り組みにより環境問題の課題の解決に繋がる成果が得られているか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・課題解決に向けた取組の進捗・貢献状況 ・環境政策への貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表件数、研究データ報告件数 等
②災害環境研究プログラム	○災害環境研究における総合的な取り組みにより環境行政や社会へ貢献をしているか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地や関係主体等と連携した取組の実施状況 ・研究成果の国や地方自治体による政策への貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等の委員数 ・一般向けの講演・ワークショップ等の数 ・誌上・口頭発表件数、研究データ報告件数 等
(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進 ①基盤的調査・研究の推進	○環境創造センターに入居する他機関との適切な役割分担の下での連携をはじめ、他の関係機関等と適切に連携しつつ取り組んでいるか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携ワークショップ等の開催数 等
	○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表件数、研究データ報告件数

		<ul style="list-style-type: none"> ・受賞数 ・一論文あたりの平均被引用数 ・全論文の被引用数 ・研究系職員一人あたりの論文・研究データ報告件数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策への貢献状況 等
②環境研究の基盤整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか ○研究事業については計画に沿って主導的に実施されているか ○実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施の状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データプロダクト等の件数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容の学術的水準・規模 ・実施内容の希少性 ・成果の活用状況 等
(3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能強化		
①中核的研究機関としての研究連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○中核的研究機関としての役割を發揮しているか 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況 ・外部機関との共著率（国内・国際） ・国際機関等の活動への参加・協力 ・学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外） ・学会等における活動状況（国内・国際）等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究契約数 ・共同研究の機関数 ・協力協定数（国内・国際） ・地方環境研究所等との共同研究数 ・大学との交流協定数 ・大学の非常勤講師等委嘱数 ・客員研究員等の受入数 ・二国間協定等の枠組み下での共同研究数 ・海外からの研究者・研修生の受入数 等
②プラットフォームの形成による国内外機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外との連携促進により、研究事業の成果の最大化に貢献したか 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャパシティビルディングの場の提供状況

		<ul style="list-style-type: none"> ・成果の集積、情報基盤の構築状況 ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況 等
(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進		<p>○研究成果を論文、インターネット、マスメディア等を通じて適切に発信しているか</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表件数 ・情報発信の取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招待講演数 ・プレスリリース件数 ・HP のアクセス数 ・HP から新たに提供したコンテンツの件数 ・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数 等
①研究成果の発信・提供		
②研究成果の政策貢献と活用促進等	<p>○成果普及による社会貢献に向け、環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策への主な貢献事例の状況 ・データベース・保存試料等の提供状況 ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策や総合的な地域政策についての国のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況 ・各種審議会等の委員数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 ・職務発明の認定件数 ・知的財産の保有状況 等 	
③社会貢献活動の推進	<p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等のアウトリーチ活動に適切に取り組んでいるか</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ活動への取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウム等の開催状況・参加者数 ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数 ・見学受け入れや講師派遣等のアウトリーチ活動の状況 ・その他イベントへの参画状況・参画件数 ・研究所視察・見学受け入れ数 等 	
2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	<p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況 ・新たに収集・整理した情報源情報の件数等 	

<p>3. 気候変動適応に関する業務</p>	<p>○気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか。</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センターに対する技術的援助の状況 ・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況 ・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）の構築状況 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価の評点 ・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助の件数 ・気候変動適応情報プラットフォーム等への、地方公共団体、地域気候変動適応センター、調査研究等機関、国民等からのアクセス数 ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報プラットフォームに掲載した情報の件数 ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告件数 等
-------------------------------	--	---

国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） 新旧対照表

（主務府省：環境省）

変更案	現行
<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、 国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期 目標）を次のとおり定める。</p> <p>平成 28 年 2 月 29 日</p> <p>変更 平成 30 年 月 日</p>	<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、 国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期 目標）を次のとおり定める。</p> <p>平成 28 年 2 月 29 日</p>
<p>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1. 中長期目標期間における国の政策体系上の国立環境研究所の位置付け</p> <p>国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環 境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、 技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条 において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる 「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技 術開発の面から、大きく貢献してきた。</p> <p>改正独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。） により平成 27 年 4 月より国立研究開発法人となった国環研は、前述の役割を踏 まえつつ、今後も、活動の成果が環境政策や社会実装を通じ、現在及び将来の 国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、研究開発等を推進してゆく。</p> <p>2. 国立環境研究所の役割（ミッション）</p> <p>国環研は、通則法第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人として、我が国 における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に</p>	<p>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1. 中長期目標期間における国の政策体系上の国立環境研究所の位置付け</p> <p>国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環 境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、 技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条 において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる 「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技 術開発の面から、大きく貢献してきた。</p> <p>改正独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）により平成 27 年 4 月より 国立研究開発法人となった国環研は、前述の役割を踏まえつつ、今後も、活 動の成果が環境政策や社会実装を通じ、現在及び将来の国民の健康で文化的な 生活の確保に寄与するため、研究開発等を推進してゆく。</p> <p>2. 国立環境研究所の役割（ミッション）</p> <p>国環研は、独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人と して、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展そ</p>

変更案	現行
<p>資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。</p> <p>また、国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。 ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。 ③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。 <p>3. 国の政策・施策・事務事業との関係</p> <p>中長期的に目指すべき社会像の実現に向けて、今後 5 年間で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題等についてとりまとめた「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申。以下「推進戦略」という。）において、国環研は、我が国の環境科学分野における牽引的な役割を担い続けるとともに、環境政策の決定において有効な科学的</p>	<p>の他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。</p> <p>また、国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。 ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。 <p>3. 国の政策・施策・事務事業との関係</p> <p>中長期的に目指すべき社会像の実現に向けて、今後 5 年間で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題等についてとりまとめた「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申。以下「推進戦略」という。）において、国環研は、我が国の環境科学分野における牽引的な役割を担い続けるとともに、環境政策の決定において有効な科学的</p>

変更案	現行
<p>知見を提示し、政策の具体化、実施の場面においても科学的側面からリーダーシップを発揮することが期待されている。</p> <p>具体的には、環境研究の中核的研究機関として、経済・社会的な課題の解決をも見据えた統合的な研究の先導、行政施策に資する科学的知見の提供等の推進、大学・地域の環境研究拠点・民間企業等との連携強化、国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。</p>	<p>知見を提示し、政策の具体化、実施の場面においても科学的側面からリーダーシップを発揮することが期待されている。</p> <p>具体的には、環境研究の中核的研究機関として、経済・社会的な課題の解決をも見据えた統合的な研究の先導、行政施策に資する科学的知見の提供等の推進、大学・地域の環境研究拠点・民間企業等との連携強化、国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。</p>
<p>4. 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況</p> <p>現在、我が国が直面している環境、経済、社会の諸問題は、気候変動、生物多様性の減少、化石燃料等資源の大量輸入による国富の流出、地域経済の疲弊、人口減少・超高齢化社会の進行及びコミュニティの衰退等、それぞれが深刻であるだけでなく、相互に因果関係を有して問題を複雑化している。他方で、気候変動や生物多様性の減少等の問題は、人間の社会経済活動が原因となって現れている複合的な事象であり、それらの環境問題の解決のための様々な取組は、社会経済活動全体の課題解決にも資する効果をもたらすことから、より総合的な対策へと舵を取る必要がある。</p> <p>国環研においては、こうした環境、経済、社会の状況を踏まえ、環境問題の現状を把握し、未来の社会の姿を予見するため、観測・計測、現象解明等に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和のための具体的方策の提示及び最先端の環境技術の社会実装まで、環境科学研究分野全体を俯瞰した総合的な取組を実施する必要がある。</p>	<p>4. 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況</p> <p>現在、我が国が直面している環境、経済、社会の諸問題は、気候変動、生物多様性の減少、化石燃料等資源の大量輸入による国富の流出、地域経済の疲弊、人口減少・超高齢化社会の進行及びコミュニティの衰退等、それぞれが深刻であるだけでなく、相互に因果関係を有して問題を複雑化している。他方で、気候変動や生物多様性の減少等の問題は、人間の社会経済活動が原因となって現れている複合的な事象であり、それらの環境問題の解決のための様々な取組は、社会経済活動全体の課題解決にも資する効果をもたらすことから、より総合的な対策へと舵を取る必要がある。</p> <p>国環研においては、こうした環境、経済、社会の状況を踏まえ、環境問題の現状を把握し、未来の社会の姿を予見するため、観測・計測、現象解明等に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和のための具体的方策の提示及び最先端の環境技術の社会実装まで、環境科学研究分野全体を俯瞰した総合的な取組を実施する必要がある。</p>
<p>5. 過去からの法人の活動状況</p> <p>国環研は、昭和 49 年（国立公害研究所として発足。）の設立以来、幅広い環境研究に学際的、総合的に取り組む研究所として広範な研究を推進し、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や</p>	<p>5. 過去からの法人の活動状況</p> <p>国環研は、昭和 49 年（国立公害研究所として発足。）の設立以来、幅広い環境研究に学際的、総合的に取り組む研究所として広範な研究を推進し、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や</p>

変更案	現行
<p>社会に貢献してきた。時代の経過とともに、公害研究から、地球温暖化、資源循環、生態系の保全を視野に入れた自然環境保全等の多様な環境問題への対応を、社会や行政から強く求められる中、国環研の研究体制は、環境研究の柱となる基盤的研究を行う部門と社会のニーズに対応した課題を取り組むための重点的研究部門とで構成され、研究が進められてきた。</p> <p>第3期中期目標期間においては、環境研究の柱となる8つの研究分野を設定し、その中で基礎研究から課題対応型研究まで一体的に推進してきた。また、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備を行ってきた。それらの成果は、例えば、微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起のための暫定指針の策定、気候変動適応計画の策定などの我が国の環境政策に大いに貢献するとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書への科学的知見の提供、OECDテストガイドラインの新規採択への寄与など、国際的な貢献も大きい。</p> <p>また、平成23年の東日本大震災発生以降は、放射性物質による環境汚染に対し、関連する複数の研究分野が連携し、環境汚染からの回復、地域環境の再生・創造、及び将来の大規模災害に備えた災害環境マネジメントの3つの研究を基軸とした災害と環境に関する研究に取り組んでおり、それらの研究成果は被災地復興に大きく貢献している。</p> <p><u>さらに、平成30年6月13日に公布された適応法に基づき、気候変動により生じている、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動適応の推進のために、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供や地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととなった。</u></p> <p>今後も、環境に関する様々な課題の解決のため、国環研の特長である、自然科学から人文社会科学までの環境科学分野全体を俯瞰した広範囲な研究、基礎から政策貢献・社会実装を目指した応用までの総合的研究を推進し、設立以来培ってきた国内外の信頼に基づく密な研究ネットワークを更に発展・充実させ</p>	<p>社会に貢献してきた。時代の経過とともに、公害研究から、地球温暖化、資源循環、生態系の保全を視野に入れた自然環境保全等の多様な環境問題への対応を、社会や行政から強く求められる中、国環研の研究体制は、環境研究の柱となる基盤的研究を行う部門と社会のニーズに対応した課題を取り組むための重点的研究部門とで構成され、研究が進められてきた。</p> <p>第3期中期目標期間においては、環境研究の柱となる8つの研究分野を設定し、その中で基礎研究から課題対応型研究まで一体的に推進してきた。また、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備を行ってきた。それらの成果は、例えば、微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起のための暫定指針の策定、気候変動適応計画の策定などの我が国の環境政策に大いに貢献するとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書への科学的知見の提供、OECDテストガイドラインの新規採択への寄与など、国際的な貢献も大きい。</p> <p>また、平成23年の東日本大震災発生以降は、放射性物質による環境汚染に対し、関連する複数の研究分野が連携し、環境汚染からの回復、地域環境の再生・創造、及び将来の大規模災害に備えた災害環境マネジメントの3つの研究を基軸とした災害と環境に関する研究に取り組んでおり、それらの研究成果は被災地復興に大きく貢献している。</p> <p><u>今後も、環境に関する様々な課題の解決のため、国環研の特長である、自然科学から人文社会科学までの環境科学分野全体を俯瞰した広範囲な研究、基礎から政策貢献・社会実装を目指した応用までの総合的研究を推進し、設立以来培ってきた国内外の信頼に基づく密な研究ネットワークを更に発展・充実させ</u></p>

変更案	現行
<p>ることが重要である。</p> <p>(別添1) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図</p>	<p>することが重要である。</p> <p>(別添1) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図</p>
<p>第2 中長期目標の期間</p> <p>通則法第35条の4第2項第1号の中長期目標の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。</p>	<p>第2 中長期目標の期間</p> <p>通則法第35条の4第2項第1号の中長期目標の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。</p>
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第35条の4第2項第2号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>第4期中長期目標期間においては、国環研法第11条に<u>基づく</u>国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」<u>及び「気候変動適応に関する業務」</u>を一定の事業等のまとめと捉え、目標を設定する。</p> <p>なお、評価にあたっては、別添2の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。</p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>環境研究に関する業務については、第4期中長期目標期間においては、以下の事項に重点的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第35条の4第2項第2号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>第4期中長期目標期間においては、国環研法第11条に<u>規定する</u>国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」<u>及び</u>「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」を一定の事業等のまとめと捉え、目標を設定する。</p> <p>なお、評価にあたっては、別添2の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。</p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>環境研究に関する業務については、第4期中長期目標期間においては、以下の事項に重点的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進</p>

変更案	現行
(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進 (3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能の強化 (4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進	(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進 (3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能の強化 (4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進
(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 <p>推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、「課題解決型研究プログラム」及び「災害環境研究プログラム」を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。</p>	(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 <p>推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、「課題解決型研究プログラム」及び「災害環境研究プログラム」を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。</p>
【重要度：高】【難易度：高】 <p>推進戦略で提示されている、領域ごとに今後 5 年間に重点的に取り組むべき研究と対応したものであるため重要度は高い。また、課題解決型研究プログラムは研究成果の社会への貢献を目指して、実現の可能性を考慮しながら社会実装までを視野に入れて展開する必要があるため難易度は高い。さらに、災害環境研究プログラムは、福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）に基づき、喫緊かつ新たな課題である被災地の環境回復・創生に貢献する研究であるため、重要度、難易度とも <u>高い</u>。</p>	【重要度：高】【難易度：高】 <p>推進戦略で提示されている、領域ごとに今後 5 年間に重点的に取り組むべき研究と対応したものであるため重要度は高い。また、課題解決型研究プログラムは研究成果の社会への貢献を目指して、実現の可能性を考慮しながら社会実装までを視野に入れて展開する必要があるため難易度は高い。さらに、災害環境研究プログラムは、福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）に基づき、喫緊かつ新たな課題である被災地の環境回復・創生に貢献する研究であるため、重要度、難易度とも高い。</p>
①課題解決型研究プログラム <p>推進戦略で提示されている中長期的に目指すべき社会像の実現に向け、「低炭素領域」、「資源循環領域」、「自然共生領域」、「安全確保領域」及び「統合領域」の各領域において、今後 5 年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題（重点課題）に対して、実行可能・有効な課題解決に繋がる</p>	①課題解決型研究プログラム <p>推進戦略で提示されている中長期的に目指すべき社会像の実現に向け、「低炭素領域」、「資源循環領域」、「自然共生領域」、「安全確保領域」及び「統合領域」の各領域において、今後 5 年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題（重点課題）に対して、実行可能・有効な課題解決に繋がる</p>

変更案	現行
<p>課題解決型研究プログラムを実施する。各研究プログラムの実施にあたっては研究開発成果の最大化を図るため、複数の研究分野の連携・協力により統合的に実施するとともに、国内外の関連機関・研究者・ステークホルダー等との連携体制のもと取り組むものとする。</p> <p>なお、各研究プログラムにおける具体的な研究課題については、中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。</p>	<p>課題解決型研究プログラムを実施する。各研究プログラムの実施にあたっては研究開発成果の最大化を図るため、複数の研究分野の連携・協力により統合的に実施するとともに、国内外の関連機関・研究者・ステークホルダー等との連携体制のもと取り組むものとする。</p> <p>なお、各研究プログラムにおける具体的な研究課題については、中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。</p>
<p>ア. 低炭素研究プログラム</p> <p>推進戦略に基づき、低炭素で気候変動に柔軟に対応する持続可能なシナリオづくり、気候変動の緩和・適応策に係る研究・技術開発、及び地球温暖化現象の解明・予測・対策評価に取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、グローバル、アジアおよび国内における低炭素かつ気候変動に適応した社会の実現に向けて、気候変動予測モデル、影響評価モデル、対策評価モデルをより密接に結びつけた包括的なモデル研究体制を構築し、社会経済シナリオと気候変動リスクを描出するとともに、実現可能な適応・緩和策を提示する。また、気候変動影響を考慮しつつグローバルから地域までのマルチなスケールにおける炭素観測管理技術を開発し、地域的な緩和策の効果検証を含む、温室効果ガスのリアルタイムな評価システムを構築する。</p> <p>これらの取組により、既に共有されている長期ビジョンである気温上昇 2°C目標について、その実現に向けた温室効果ガス排出経路を科学的な方法を用いて定量化し、低炭素社会の実現に向けた実装に貢献するとともに、長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた世界の緩和・適応策</p>	<p>ア. 低炭素研究プログラム</p> <p>推進戦略に基づき、低炭素で気候変動に柔軟に対応する持続可能なシナリオづくり、気候変動の緩和・適応策に係る研究・技術開発、及び地球温暖化現象の解明・予測・対策評価に取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、グローバル、アジアおよび国内における低炭素かつ気候変動に適応した社会の実現に向けて、気候変動予測モデル、影響評価モデル、対策評価モデルをより密接に結びつけた包括的なモデル研究体制を構築し、社会経済シナリオと気候変動リスクを描出するとともに、実現可能な適応・緩和策を提示する。また、気候変動影響を考慮しつつグローバルから地域までのマルチなスケールにおける炭素観測管理技術を開発し、地域的な緩和策の効果検証を含む、温室効果ガスのリアルタイムな評価システムを構築する。</p> <p>これらの取組により、既に共有されている長期ビジョンである気温上昇 2°C目標について、その実現に向けた温室効果ガス排出経路を科学的な方法を用いて定量化し、低炭素社会の実現に向けた実装に貢献するとともに、長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた世界の緩和・適応策</p>

変更案	現行
<p>などの気候変動に関する政策決定に必要な知見の提供に寄与する。</p> <p>イ. 資源循環研究プログラム</p> <p>推進戦略に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する技術・社会システムの構築、廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発、バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築に取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、国際的な資源利用戦略等における将来のビジョン実現に向けて、資源利用に伴うサプライチェーン構造、それを形成する要因を解明するとともに、モノやサービスのライフサイクルを通じた資源保全及び環境保全上の影響を評価し、持続可能な循環型社会への転換方策を提案する。また、わが国を含むアジア圏における持続可能な統合的廃棄物処理システムへの高度化及び低炭素社会等と協調した3Rに必要な処理・資源化等の基盤技術と社会におけるシステム化に関する開発・評価を行う。</p> <p>これらの取組により、国等における循環型社会に係る政策形成に寄与するとともに、地域及び社会全体の環境イノベーションに貢献する。</p> <p>ウ. 自然共生研究プログラム</p> <p>推進戦略に基づき、生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発、森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発に取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、生物多様性の危機をもたらす4要因（乱獲・開発、耕作放棄、外来種・汚染、気候変動）をはじめとする各種危機要因の生物多様性への影響メカニズムの解明と影響評価・予測を行い、生物多様性の保全策と適応戦略を構築する。また、生物多様性</p>	<p>などの気候変動に関する政策決定に必要な知見の提供に寄与する。</p> <p>イ. 資源循環研究プログラム</p> <p>推進戦略に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する技術・社会システムの構築、廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発、バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築に取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、国際的な資源利用戦略等における将来のビジョン実現に向けて、資源利用に伴うサプライチェーン構造、それを形成する要因を解明するとともに、モノやサービスのライフサイクルを通じた資源保全及び環境保全上の影響を評価し、持続可能な循環型社会への転換方策を提案する。また、わが国を含むアジア圏における持続可能な統合的廃棄物処理システムへの高度化及び低炭素社会等と協調した3Rに必要な処理・資源化等の基盤技術と社会におけるシステム化に関する開発・評価を行う。</p> <p>これらの取組により、国等における循環型社会に係る政策形成に寄与するとともに、地域及び社会全体の環境イノベーションに貢献する。</p> <p>ウ. 自然共生研究プログラム</p> <p>推進戦略に基づき、生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発、森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発に取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、生物多様性の危機をもたらす4要因（乱獲・開発、耕作放棄、外来種・汚染、気候変動）をはじめとする各種危機要因の生物多様性への影響メカニズムの解明と影響評価・予測を行い、生物多様性の保全策と適応戦略を構築する。また、生物多様性</p>

変更案	現行
<p>がもたらす生態系機能とサービスの評価を行い、自然共生型流域管理等、生態系からの恵みを持続的に享受し利用する方策を提案する。</p> <p>これらの取組により、管理・保全戦略の構築・実践、合意形成、検疫、法整備等の社会実装に寄与し、愛知目標の 2020 年目標である生物多様性の損失を止めるための行動の実施を通じて、2050 年目標である自然共生社会の構築に貢献する。</p>	<p>がもたらす生態系機能とサービスの評価を行い、自然共生型流域管理等、生態系からの恵みを持続的に享受し利用する方策を提案する。</p> <p>これらの取組により、管理・保全戦略の構築・実践、合意形成、検疫、法整備等の社会実装に寄与し、愛知目標の 2020 年目標である生物多様性の損失を止めるための行動の実施を通じて、2050 年目標である自然共生社会の構築に貢献する。</p>
エ. 安全確保研究プログラム	エ. 安全確保研究プログラム
<p>推進戦略に基づき、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に関する研究、大気・水・土壤等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究に取り組む。</p>	<p>推進戦略に基づき、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に関する研究、大気・水・土壤等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究に取り組む。</p>
<p>具体的には、中長期目標期間中に、生体高次機能や継世代への影響などの健康・環境リスクの評価・管理手法、新たな生態影響評価体系、迅速性と網羅性を高める化学分析と動態把握、PM2.5 などの大気汚染及び地域水環境保全に関する体系的研究を進めて、現時点でアプローチが定まっていない健康・環境リスクの評価体系と網羅的かつ迅速な監視・予測手法、管理技術、及び管理戦略を提案する。</p>	<p>具体的には、中長期目標期間中に、生体高次機能や継世代への影響などの健康・環境リスクの評価・管理手法、新たな生態影響評価体系、迅速性と網羅性を高める化学分析と動態把握、<u>及び</u> PM2.5 などの大気汚染、地域水環境保全に関する体系的研究を進めて、現時点でアプローチが定まっていない健康・環境リスクの評価体系と網羅的かつ迅速な監視・予測手法、管理技術、及び管理戦略を提案する。</p>
<p>これらの取組により、持続可能な開発に関する世界サミット目標 (WSSD2020 年目標) の達成と大気汚染対策、健全な水循環の達成に寄与し、さらに 2020 年以降の持続可能な安全確保社会に向けた包括的な化学物質管理と大気・水環境管理への科学的課題と方法を示すことにより安全確保社会の実現に貢献する。</p>	<p>これらの取組により、持続可能な開発に関する世界サミット目標 (WSSD2020 年目標) の達成と大気汚染対策、健全な水循環の達成に寄与し、さらに 2020 年以降の持続可能な安全確保社会に向けた包括的な化学物質管理と大気・水環境管理への科学的課題と方法を示すことにより安全確保社会の実現に貢献する。</p>
オ. 統合研究プログラム	オ. 統合研究プログラム
<p>推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示、持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革、</p>	<p>推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示、持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革、</p>

変更案	現行
<p>環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に、人文・社会科学領域や従来の環境分野の枠を超えた研究コミュニティとの連携を進めながら取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、世界、アジア、日本、地域、都市等の様々な領域を対象に、気候変動の緩和・適応をはじめ、資源循環、自然共生、安全確保を含めた環境問題の解決のための施策の計画と社会・経済活動の中でその効果を定量的に評価するマルチスケールのモデル開発を行う。環境、経済及び社会の観点から持続性の視点をもち、各領域の将来像について定量的、定性的に分析するとともに、目標とする将来像とそれを実現するために必要な国際政策、国内、地域・都市政策の設計と評価をあわせて行う。また、提案する施策の社会実装を支援する社会モニタリングなどのシステム構築を行う。</p> <p>これらの取組により、2020年以降の温室効果ガス排出目標の達成のための科学的な視点からの政策立案とその実現に寄与し、環境保全の視点から見た中長期的な経済・社会成長のための総合的戦略づくりに必要な知見を提供する。世界から地域、都市までの空間スケールを対象に、持続可能な社会実現に向けてのシナリオ設定、ロードマップの策定、及び社会実装に係る検証・研究を通じて、目指すべき社会の実現に貢献する。</p> <p>②災害環境研究プログラム</p> <p>福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）及び推進戦略等に基づき、災害と環境に関する研究（災害環境研究プログラム）を推進する。</p> <p>具体的には、平成28年度に福島県環境創造センター内に開設される国環</p>	<p>環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に、人文・社会科学領域や従来の環境分野の枠を超えた研究コミュニティとの連携を進めながら取り組む。</p> <p>具体的には、中長期目標期間中に、世界、アジア、日本、地域、都市等の様々な領域を対象に、気候変動の緩和・適応をはじめ、資源循環、自然共生、安全確保を含めた環境問題の解決のための施策の計画と社会・経済活動の中でその効果を定量的に評価するマルチスケールのモデル開発を行う。環境、経済及び社会の観点から持続性の視点をもち、各領域の将来像について定量的、定性的に分析するとともに、目標とする将来像とそれを実現するために必要な国際政策、国内、地域・都市政策の設計と評価をあわせて行う。また、提案する施策の社会実装を支援する社会モニタリングなどのシステム構築を行う。</p> <p>これらの取組により、2020年以降の温室効果ガス排出目標の達成のための科学的な視点からの政策立案とその実現に寄与し、環境保全の視点から見た中長期的な経済・社会成長のための総合的戦略づくりに必要な知見を提供する。世界から地域、都市までの空間スケールを対象に、持続可能な社会実現に向けてのシナリオ設定、ロードマップの策定、及び社会実装に係る検証・研究を通じて、目指すべき社会の実現に貢献する。</p> <p>②災害環境研究プログラム</p> <p>福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）及び推進戦略等に基づき、災害と環境に関する研究（災害環境研究プログラム）を推進する。</p> <p>具体的には、平成28年度に福島県環境創造センター内に開設される国環</p>

変更案	現行
<p>研福島支部を災害環境研究活動の拠点として、「環境創造センター中長期取組方針」（平成 27 年 2 月環境創造センター運営戦略会議）に則り、福島県及び日本原子力研究開発機構（JAEA）とそれぞれの強みを活かした適切な役割分担のもと連携するとともに、他の国内外の関係機関・研究ステークホルダー等とも連携し、国環研がこれまで実施してきた災害環境研究の 3 つの研究プログラムである「環境回復研究」、「環境創生研究」及び「災害環境マネジメント研究」を更に継続・発展させる。</p> <p>各研究プログラムにおいて、中長期目標期間中に実施する具体的な取組は以下のとおり。</p> <p>ア. 環境回復研究プログラム</p> <p>国の喫緊の最重要課題である中間貯蔵と県外最終処分に向けた減容化技術等の研究開発に取り組むとともに、指定廃棄物等の処理処分に係る技術的課題解決のための研究開発を進める。</p> <p>また、森林・水域等の環境中に残存している放射性物質の環境動態に関する長期的観点からの調査・研究を実施する。さらに、帰還地域における長期的環境影響評価を行うとともに、生活者の安全安心な生活基盤確保のための生活環境リスク管理手法の構築、生態系サービスを含めた生態系アセスメントを実施する。</p> <p>イ. 環境創生研究プログラム</p> <p>福島県の浜通り地域を対象として実施してきたまちづくり支援研究を発展させて、環境配慮型の地域復興に資する地域の環境資源、エネルギー資源を活用した環境創生のモデル事業の設計手法を開発し、技術と社会制度を組み合わせた実現シナリオを構築してその実現による環境面、社会経済面での効果を評価するとともに、社会モニタリングシステ</p>	<p>研福島支部を災害環境研究活動の拠点として、「環境創造センター中長期取組方針」（平成 27 年 2 月環境創造センター運営戦略会議）に則り、福島県及び日本原子力研究開発機構（JAEA）とそれぞれの強みを活かした適切な役割分担のもと連携するとともに、他の国内外の関係機関・研究ステークホルダー等とも連携し、国環研がこれまで実施してきた災害環境研究の 3 つの研究プログラムである「環境回復研究」、「環境創生研究」及び「災害環境マネジメント研究」を更に継続・発展させる。</p> <p>各研究プログラムにおいて、中長期目標期間中に実施する具体的な取組は以下のとおり。</p> <p>ア. 環境回復研究プログラム</p> <p>国の喫緊の最重要課題である中間貯蔵と県外最終処分に向けた減容化技術等の研究開発に取り組むとともに、指定廃棄物等の処理処分に係る技術的課題解決のための研究開発を進める。</p> <p>また、森林・水域等の環境中に残存している放射性物質の環境動態に関する長期的観点からの調査・研究を実施する。さらに、帰還地域における長期的環境影響評価を行うとともに、生活者の安全安心な生活基盤確保のための生活環境リスク管理手法の構築、生態系サービスを含めた生態系アセスメントを実施する。</p> <p>イ. 環境創生研究プログラム</p> <p>福島県の浜通り地域を対象として実施してきたまちづくり支援研究を発展させて、環境配慮型の地域復興に資する地域の環境資源、エネルギー資源を活用した環境創生のモデル事業の設計手法を開発し、技術と社会制度を組み合わせた実現シナリオを構築してその実現による環境面、社会経済面での効果を評価するとともに、社会モニタリングシステ</p>

変更案	現行
<p>ムの開発・構築を通じてその検証を進め、持続可能な地域社会を目指した体系的な施策を提案する。</p> <p>ウ. 災害環境マネジメント研究プログラム</p> <p>災害廃棄物処理システムの統合的マネジメント手法や体系的な人材育成システムを開発・活用し、化学物質対策や原発災害への対応力に関する検証研究や地方環境研究機関等の間のモニタリング・ネットワーク構築を進め、災害環境研究の国内・国際ネットワーク拠点の形成を目指す。</p> <p>これらの取組により、被災地の確実な環境回復に貢献するとともに、環境創生に至る道筋を示し、課題解決型研究プログラムと連携して被災地における持続可能な地域環境の創出に貢献する。さらに、東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえた環境面での強靭化に貢献する。</p> <p>なお、各研究プログラムにおける具体的な研究内容（課題）については、中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。</p> <p>(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進</p> <p>環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基盤的調査・研究及び基盤整備等について、環境省の政策体系との対応を踏まえて 9 つの研究分野（地球環境研究分野、資源循環・廃棄物研究分野、環境リスク研究分野、地域環境研究分野、生物・生態系環境研究分野、環境健康研究分野、社会環境システム研究分野、環境計測研究分野及び災害環境研究分野）を設定し、着実に実施することとする。</p>	<p>ムの開発・構築を通じてその検証を進め、持続可能な地域社会を目指した体系的な施策を提案する。</p> <p>ウ. 災害環境マネジメント研究プログラム</p> <p>災害廃棄物処理システムの統合的マネジメント手法や体系的な人材育成システムを開発・活用し、化学物質対策や原発災害への対応力に関する検証研究や地方環境研究機関等の間のモニタリング・ネットワーク構築を進め、災害環境研究の国内・国際ネットワーク拠点の形成を目指す。</p> <p>これらの取組により、被災地の確実な環境回復に貢献するとともに、環境創生に至る道筋を示し、課題解決型研究プログラムと連携して被災地における持続可能な地域環境の創出に貢献する。さらに、東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえた環境面での強靭化に貢献する。</p> <p>なお、各研究プログラムにおける具体的な研究内容（課題）については、中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。</p> <p>(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進</p> <p>環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基盤的調査・研究及び基盤整備等について、環境省の政策体系との対応を踏まえて 9 つの研究分野（地球環境研究分野、資源循環・廃棄物研究分野、環境リスク研究分野、地域環境研究分野、生物・生態系環境研究分野、環境健康研究分野、社会環境システム研究分野、環境計測研究分野及び災害環境研究分野）を設定し、着実に実施することとする。</p>

変更案	現行
<p>【重要度：高】</p> <p>環境研究の基盤的調査・研究及び基盤整備等は、環境問題の解決に資する源泉となるべきものであり、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。また、国家的プロジェクトである「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」や「衛星による温室効果ガス等地球環境モニタリング」などを含むため。</p> <p>①基盤的調査・研究の推進</p> <p>創造的、先端的な科学の探求を基礎としつつ、環境問題の解決に繋がる高い水準の環境研究を推進する。また、中長期的な視点で新たに発生する重大な環境問題や社会動向等に応じて隨時生じる喫緊の行政課題の解決にも対応するため、環境研究や環境政策の基盤となる調査・研究を着実に推進する。</p> <p>具体的には、ゲノム情報解析等の先駆的な環境監視手法や研究手法の開発、政策的な意思決定の科学的根拠となる知見の集積などを実施する。</p> <p>これらの取組により、今後起こりうる環境問題への対応を含め、環境政策の立案・実施に貢献する。</p> <p>なお、各研究分野における具体的な調査・研究については、中長期計画に可能な限り達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。</p> <p>②環境研究の基盤整備等</p> <p>環境研究の基盤整備として、各種プラットフォームによる温室効果ガス等地球環境モニタリング、地域環境変動の長期モニタリング、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ機能の整備、環境に関わる各種データの取得及びデータベース化等を推進する。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>環境研究の基盤的調査・研究及び基盤整備等は、環境問題の解決に資する源泉となるべきものであり、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。また、国家的プロジェクトである「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」や「衛星による温室効果ガス等地球環境モニタリング」などを含むため。</p> <p>①基盤的調査・研究の推進</p> <p>創造的、先端的な科学の探求を基礎としつつ、環境問題の解決に繋がる高い水準の環境研究を推進する。また、中長期的な視点で新たに発生する重大な環境問題や社会動向等に応じて随时生じる喫緊の行政課題の解決にも対応するため、環境研究や環境政策の基盤となる調査・研究を着実に推進する。</p> <p>具体的には、ゲノム情報解析等の先駆的な環境監視手法や研究手法の開発、政策的な意思決定の科学的根拠となる知見の集積などを実施する。</p> <p>これらの取組により、今後起こりうる環境問題への対応を含め、環境政策の立案・実施に貢献する。</p> <p>なお、各研究分野における具体的な調査・研究については、中長期計画に可能な限り達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。</p> <p>②環境研究の基盤整備等</p> <p>環境研究の基盤整備として、各種プラットフォームによる温室効果ガス等地球環境モニタリング、地域環境変動の長期モニタリング、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ機能の整備、環境に関わる各種データの取得及びデータベース化等を推進する。</p>

変更案	現行
<p>また、国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務であって、かつ国環研が国内外で中核的役割を担うべきものを「研究事業」と位置付け、主導的に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（平成 27 年 1 月 9 日、宇宙開発戦略本部決定）に基づき、衛星による温室効果ガス等地球環境モニタリング等を実施する。温室効果ガス観測技術衛星 2 号機については、平成 29 年度目途の打ち上げ後に運用の実施を行う。 ・「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を、調査の研究計画書等に基づき着実に実施する。 ・環境分野におけるレギュラトリーサイエンスを充実・強化するため、行政施策の基礎となる科学的知見の研究開発を行う拠点を整備し、環境リスクに関する研究と事業を連携して進める。 ・新たに、災害廃棄物等に関する研究事業を実施する。 	<p>また、国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務であって、かつ国環研が国内外で中核的役割を担うべきものを「研究事業」と位置付け、主導的に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（平成 27 年 1 月 9 日、宇宙開発戦略本部決定）に基づき、衛星による温室効果ガス等地球環境モニタリング等を実施する。温室効果ガス観測技術衛星 2 号機については、平成 29 年度目途の打ち上げ後に運用の実施を行う。 ・「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を、調査の研究計画書等に基づき着実に実施する。 ・環境分野におけるレギュラトリーサイエンスを充実・強化するため、行政施策の基礎となる科学的知見の研究開発を行う拠点を整備し、環境リスクに関する研究と事業を連携して進める。 ・新たに <u>「気候変動の影響への適応計画」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）を受けた気候変動に関する研究事業や、災害廃棄物等に関する研究事業</u>を実施する。
<p>これらの取組により、環境研究や環境政策に有効な科学的知見を提供する。</p> <p>なお、中長期目標期間に整備する各取組のデータプロダクト数等について、中長期計画に適切な目標を設定するものとする。</p> <p>（3）国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能強化 「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）</p>	<p>これらの取組により、環境研究や環境政策に有効な科学的知見を提供する。</p> <p>なお、中長期目標期間に整備する各取組のデータプロダクト数等について、中長期計画に適切な目標を設定するものとする。</p> <p>（3）国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能強化 「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）</p>

変更案	現行
<p>において、研究開発法人は、企業における事業化のみならず、<u>これに</u>至るまでのプロセスにおいて、研究成果や人材、資金をダイナミックに循環させる取組も含め、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた「橋渡し」の戦略的取組を推進することが求められている。</p>	<p>において、研究開発法人は、企業における事業化のみならず、<u>これまでに</u>至るまでのプロセスにおいて、研究成果や人材、資金をダイナミックに循環させる取組も含め、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた「橋渡し」の戦略的取組を推進することが求められている。</p>
<p>また、推進戦略において、国環研は、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。</p>	<p>また、推進戦略において、国環研は、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。</p>
<p>国環研は、これまででも、様々な機関との共同研究、大学等との協定締結、国内外の大学・研究機関等との人的交流等を通して連携を進めてきたが、第4期中長期目標期間においても、環境研究の中核機関として、国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能を一層強化するものとする。</p>	<p>国環研は、これまででも、様々な機関との共同研究、大学等との協定締結、国内外の大学・研究機関等との人的交流等を通して連携を進めてきたが、第4期中長期目標期間においても、環境研究の中核機関として、国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能を一層強化するものとする。</p>
<p>【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>国環研は、推進戦略において、環境研究の中核的研究機関として位置づけられており、国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としての機能が求められることから、重要度は高い。また、プラットフォーム形成を通じた双方向連携機能の強化は国環研にとって新たに取り組むものであるため難易度は高い。</p>	<p>【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>国環研は、推進戦略において、環境研究の中核的研究機関として位置づけられており、国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としての機能が求められることから、重要度は高い。また、プラットフォーム形成を通じた双方向連携機能の強化は国環研にとって新たに取り組むものであるため難易度は高い。</p>
<p>①中核的研究機関としての研究連携の強化</p> <p>国内外の環境研究の中核的研究機関として内外の研究機関やステークホルダーとの連携を強化し、国環研のリーダーシップにより環境分野における研究を戦略的に推進するものとする。</p>	<p>①中核的研究機関としての研究連携の強化</p> <p>国内外の環境研究の中核的研究機関として内外の研究機関やステークホルダーとの連携を強化し、国環研のリーダーシップにより環境分野における研究を戦略的に推進するものとする。</p>
<p>具体的には、国内においては他の研究機関等（国立研究開発法人、大学、地方<u>公共団体</u>環境研究機関、企業等）の研究状況や成果情報を把握しつつ、効果的な共同研究等を推進するものとする。また、国際連携に関しては、研究者ネットワークの活用、キャパシティ・ビルディング、研究拠点の形</p>	<p>具体的には、国内においては他の研究機関等（国立研究開発法人、大学、地方<u>自治体</u>環境研究機関、企業等）の研究状況や成果情報を把握しつつ、効果的な共同研究等を推進するものとする。また、国際連携に関しては、研究者ネットワークの活用、キャパシティ・ビルディング、研究拠点の形</p>

変更案	現行
<p>成、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等を通じ、強化することとする。</p> <p>これらの取組により、環境分野における研究の戦略的な推進に貢献する。</p> <p>なお、研究連携の強化に係る取組については、中長期計画に取組毎に達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。</p>	<p>成、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等を通じ、強化することとする。</p> <p>これらの取組により、環境分野における研究の戦略的な推進に貢献する。</p> <p>なお、研究連携の強化に係る取組については、中長期計画に取組毎に達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。</p>
<p>②プラットフォームの形成による国内外機関との連携</p> <p>研究事業のうち、国内外の他の研究機関等との連携のもとで実施することが適当なものについては、組織的な連携のプラットフォームのための体制を新たに整備し、キャパシティ・ビルディングの場の提供等と、成果の集積、情報基盤の構築等を含めた双方向性を持つ情報の発信・交換等を強化する。</p> <p>これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究事業の成果の最大化を図る。</p> <p>なお、連携プラットフォームを形成する各研究事業については、中長期計画に事業毎に連携に係る達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。</p>	<p>②プラットフォームの形成による国内外機関との連携</p> <p>研究事業のうち、国内外の他の研究機関等との連携のもとで実施することが適当なものについては、組織的な連携のプラットフォームのための体制を新たに整備し、キャパシティ・ビルディングの場の提供等と、成果の集積、情報基盤の構築等を含めた双方向性を持つ情報の発信・交換等を強化する。</p> <p>これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究事業の成果の最大化を図る。</p> <p>なお、連携プラットフォームを形成する各研究事業については、中長期計画に事業毎に連携に係る達成目標・時期及びそのマイルストーンを明記するものとする。</p>
<p>(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進</p> <p>国環研で実施した環境研究の成果について、積極的に発信・提供し、環境政策の立案等に貢献するとともに、それらの普及・還元を通じて社会貢献を推進するものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>環境研究の成果は社会に還元されるべきものであり、また国立研究開発法</p>	<p>(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進</p> <p>国環研で実施した環境研究の成果について、積極的に発信・提供し、環境政策の立案等に貢献するとともに、それらの普及・還元を通じて社会貢献を推進するものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>環境研究の成果は社会に還元されるべきものであり、また国立研究開発法</p>

変更案	現行
<p>人として国民の理解を得るための成果発信やアウトリーチ活動は重要であるため。また、政策貢献は国環研の重要なミッションのひとつであり、着実に取り組む必要があるため。</p> <p>①研究成果の発信・提供</p> <p>研究成果の発信・提供について、具体的に以下の取組を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の研究成果について、誌上発表及び口頭発表を推進する。 ・研究活動や研究成果に関する情報を、マスメディアや新しいメディアを通じて積極的に発信する。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。 ・オープンサイエンスを推進するため、研究成果等を蓄積し、利用しやすい形で提供するシステムについての検討を行う。 ・刊行物等の様々な広報手段を活用し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。 <p>これらの取組により、国民の環境研究への理解の促進に貢献する。</p> <p>②研究成果の政策貢献と活用促進等</p> <p>研究成果の政策貢献と活用促進等について、具体的に以下の取組を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に活用されるよう、研究成果を積極的に発信・提供する。 ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。 ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。 	<p>人として国民の理解を得るための成果発信やアウトリーチ活動は重要であるため。また、政策貢献は国環研の重要なミッションのひとつであり、着実に取り組む必要があるため。</p> <p>①研究成果の発信・提供</p> <p>研究成果の発信・提供について、具体的に以下の取組を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の研究成果について、誌上発表及び口頭発表を推進する。 ・研究活動や研究成果に関する情報を、マスメディアや新しいメディアを通じて積極的に発信する。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。 ・オープンサイエンスを推進するため、研究成果等を蓄積し、利用しやすい形で提供するシステムについての検討を行う。 ・刊行物等の様々な広報手段を活用し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。 <p>これらの取組により、国民の環境研究への理解の促進に貢献する。</p> <p>②研究成果の政策貢献と活用促進等</p> <p>研究成果の政策貢献と活用促進等について、具体的に以下の取組を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に活用されるよう、研究成果を積極的に発信・提供する。 ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。 ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。

変更案	現行
<p>・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。</p> <p>これらの取組により、研究成果の活用促進や環境政策の立案等に貢献する。</p> <p>③社会貢献活動の推進</p> <p>社会貢献活動として、具体的に、公開シンポジウム、施設の一般公開、見学受入れ、各種イベントや講演会、講師派遣等のアウトリーチ活動を推進することとする。</p> <p>これらの取組により、国民への環境研究等の成果の普及・還元を通じた社会貢献をする。</p>	<p>・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。</p> <p>これらの取組により、研究成果の活用促進や環境政策の立案等に貢献する。</p> <p>③社会貢献活動の推進</p> <p>社会貢献活動として、具体的に、公開シンポジウム、施設の一般公開、見学受入れ、各種イベントや講演会、講師派遣等のアウトリーチ活動を推進することとする。</p> <p>これらの取組により、国民への環境研究等の成果の普及・還元を通じた社会貢献をする。</p>
<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務</p> <p>様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報について収集・整理するとともに、以下のことを実施し、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」の充実を図り、運用することにより、環境情報を国民にわかりやすく提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関が保有する情報を含め、利用者が知りたい情報に辿りつくことができるようにするための案内機能を充実させるとともに、幅広い環境情報の理解を容易にするため、環境情報に関するメタデータ（以下、「メタデータ」という。）を引き続き整備し、利用者が必要な情報（1次情報）入手できるようにする。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（G I S）等の情報技術を活用しながら分かりやすく提供する。 	<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務</p> <p>様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報について収集・整理するとともに、以下のことを実施し、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」の充実を図り、運用することにより、環境情報を国民にわかりやすく提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関が保有する情報を含め、利用者が知りたい情報に辿りつくことができるようにするための案内機能を充実させるとともに、幅広い環境情報の理解を容易にするため、環境情報に関するメタデータ（以下、「メタデータ」という。）を引き続き整備し、利用者が必要な情報（1次情報）入手できるようにする。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（G I S）等の情報技術を活用しながら分かりやすく提供する。

変更案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・オープンサイエンスを進めるため、利用者が使いやすい形での環境数値データの提供を行う。 ・情報の訴求力を向上させるため、提供する解説記事等の作成に当たり、分かりやすい図表、写真等を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンサイエンスを進めるため、利用者が使いやすい形での環境数値データの提供を行う。 ・情報の訴求力を向上させるため、提供する解説記事等の作成に当たり、分かりやすい図表、写真等を活用する。
<p>本業務の目標を達成するため、メタデータについては、第3期中期目標期間中（目標10,000件）の実績を勘案し、更なる情報の充実を図るものとし、5年間で新たに12,000件の整備を目指すこととする。</p> <p>これらの取組により、国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、知識の普及を図るとともに、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全への取組を支援し研究開発の成果の最大化に貢献する。</p>	<p>本業務の目標を達成するため、メタデータについては、第3期中期目標期間中（目標10,000件）の実績を勘案し、更なる情報の充実を図るものとし、5年間で新たに12,000件の整備を目指すこととする。</p> <p>これらの取組により、国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、知識の普及を図るとともに、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全への取組を支援し研究開発の成果の最大化に貢献する。</p>
<p>【重要度：高】</p> <p>環境分野の基盤的な情報や知見は、情報利用者のニーズに応じて活用しやすい形で適切に提供を行う仕組みの構築が求められていることから、わが国の環境行政の科学的、技術的基盤を提供する機関として、環境情報の収集、整理及び提供について着実に取り組む必要があるため。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>環境分野の基盤的な情報や知見は、情報利用者のニーズに応じて活用しやすい形で適切に提供を行う仕組みの構築が求められていることから、わが国の環境行政の科学的、技術的基盤を提供する機関として、環境情報の収集、整理及び提供について着実に取り組む必要があるため。</p>

3. 気候変動適応に関する業務

適応法による新たな国環研の業務及び気候変動適応に関する研究に一体的に取り組む。

具体的には、気象、防災、農林水産業、人の健康等、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（地域の大学や地方公共団体の研究機関等がこれを担うことが想定される）等と連携して気

変更案	現行
<p>候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報の収集・整理及び分析を実施する。また、気候変動に関する観測・監視研究、経済社会・気候シナリオの整備、気候変動影響及び脆弱性評価手法の高度化を行い、政府による気候変動影響の総合的な評価についての報告書の作成や気候変動適応計画の変更に貢献する。その際、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意する。</p> <p>これらの情報及び調査研究・技術開発の成果について、気候変動適応情報プラットフォームを通じて提供する。また、都道府県又は市町村による地域気候変動適応計画の策定及び推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を行う。さらに、これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図るとともに、地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や研修等により、気候変動影響予測や適応策に関する研究人材の育成にも取り組み、気候変動適応の推進に貢献する。本目標期間中は、特に幅広い地域の活動を担う都道府県及び政令指定都市を中心に積極的な働きかけを実施し、気候変動適応の推進に向けた技術的なニーズを把握するとともに、それを踏まえた技術的援助を実施する。</p> <p>また、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を提供する基盤として、2020年までにアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を構築し、情報を発信することにより適応に関する国際的連携・国際協力に努める。</p> <p>これらの取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。</p>	

変更案	現行
<p>【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。また、気候変動適応は、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため難易度が高い。</p>	
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第35条の4第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>(2) 人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第35条の4第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>(2) 人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。</p>

変更案	現行
<p>(3) 調達等の合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行うなど、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。</p> <p>また、他の研究開発法人等の検討状況も踏まえながら物品の共同調達の実施や間接業務の共同実施について、検討を進め、適切に対応する。</p> <p>なお、「国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務」については、平成 30 年度から 5 年間以上の複数年契約として、官民競争入札を実施するものとする。</p>	<p>(3) 調達等の合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行うなど、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。</p> <p>また、他の研究開発法人等の検討状況も踏まえながら物品の共同調達の実施や間接業務の共同実施について、検討を進め、適切に対応する。</p> <p>なお、「国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務」については、平成 30 年度から 5 年間以上の複数年契約として、官民競争入札を実施するものとする。</p>
<p>2. 業務の電子化に関する事項</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定) を踏まえ、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 各種業務を効率化するため、コンピュータシステム、所内ネットワークシステム、人事・給与システム、会計システム等の基幹システムについて必要な見直しを行いつつ、適切な管理・運用を行う。</p> <p>(2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースについて必要な</p>	<p>2. 業務の電子化に関する事項</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定) を踏まえ、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 各種業務を効率化するため、コンピュータシステム、所内ネットワークシステム、人事・給与システム、会計システム等の基幹システムについて必要な見直しを行いつつ、適切な管理・運用を行う。</p> <p>(2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースについて必要な</p>

変更案	現行
<p>見直しを行いつつ、適切に運用する。</p> <p>(3) つくば本構と福島支部においてWEB会議システムを導入することにより経費の節減及び連絡調整の効率化を図る。</p>	<p>見直しを行いつつ、適切に運用する。</p> <p>(3) つくば本構と福島支部においてWEB会議システムを導入することにより経費の節減及び連絡調整の効率化を図る。</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第35条の4第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>第4の1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築するとともに、一定の事業等のまとまりごとに適切なセグメントを設定し、セグメント情報の開示に努める。</p> <p>(1) バランスのとれた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。</p> <p>(2) 保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第35条の4第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>第4の1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築するとともに、一定の事業等のまとまりごとに適切なセグメントを設定し、セグメント情報の開示に努める。</p> <p>(1) バランスのとれた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。</p> <p>(2) 保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支</p>

変更案	現行
<p>障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。</p> <p>なお、平成 27 年度までに使用研究が終了した保有財産について、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく奥日光フィールド研究ステーションの撤去及び林野庁への返地を平成 28 年度中に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく生態系研究フィールドⅡの国庫納付を速やかに実施するものとする。</p>	<p>障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。</p> <p>なお、平成 27 年度までに使用研究が終了した保有財産について、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく奥日光フィールド研究ステーションの撤去及び林野庁への返地を平成 28 年度中に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく生態系研究フィールドⅡの国庫納付を速やかに実施するものとする。</p>
<p>第6 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次とおりとする。</p> <p>なお、国環研の初めての拠点研究所となる福島支部の運営にあたっては、あらかじめ研究管理体制や法令遵守に関する事項など必要な管理体制等を整備するものとする。</p> <p>1. 内部統制の推進</p> <p>(1) 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管查第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「業務の適正を確保す</p>	<p>第6 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次とおりとする。</p> <p>なお、国環研の初めての拠点研究所となる福島支部の運営にあたっては、あらかじめ研究管理体制や法令遵守に関する事項など必要な管理体制等を整備するものとする。</p> <p>1. 内部統制の推進</p> <p>(1) 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管查第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「業務の適正を確保す</p>

変更案	現行
<p>るための基本規程」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制など内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。</p>	<p>るための基本規程」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制など内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。</p>
<p>(2) コンプライアンスの推進</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p>
<p>「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成 22 年 9 月 8 日 国環研決定）に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実に行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。</p>	<p>「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成 22 年 9 月 8 日 国環研決定）に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実に行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。</p>
<p>研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（平成 18 年 9 月 11 日 平 18 規程第 22 号）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」（平成 19 年 9 月 12 日平 19 規程第 17 号）等に基づき、管理責任の明確化、教育研修など事前に防止する取組を推進とともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。</p>	<p>研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（平成 18 年 9 月 11 日 平 18 規程第 22 号）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」（平成 19 年 9 月 12 日平 19 規程第 17 号）等に基づき、管理責任の明確化、教育研修など事前に防止する取組を推進とともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。</p>
<p>(3) PDCAサイクルの徹底</p>	<p>(3) PDCAサイクルの徹底</p>
<p>業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用するなどして適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。</p>	<p>業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用するなどして適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。</p>
<p>(4) リスク対応のための体制整備</p>	<p>(4) リスク対応のための体制整備</p>

変更案	現行
<p>業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。</p>	<p>業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。</p>
<p><u>2. 人事の最適化</u></p> <p>(1) 優れた人材の確保 「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)を踏まえ、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進し、優れた人材の確保を図るため、クロスアポイントメント制度及び年俸制を導入する。</p> <p>(2) 若手研究者等の能力の活用 「研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針」(平成23年2月3日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。 また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。 さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。</p> <p>(3) 管理部門の能力向上 管理部門の事務処理能力の更なる向上を図るため、研修会や関係するセミナーへの参加を奨励するとともに、高度技能専門員の積極的な活用を図る。 また、研究者の事務負担の軽減に資するよう、管理部門体制の見直しや、関係マニュアルの改訂等により事務手続きの効率化に努める。</p>	<p><u>2. 人事の最適化</u></p> <p>(1) 優れた人材の確保 「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)を踏まえ、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進し、優れた人材の確保を図るため、クロスアポイントメント制度及び年俸制を導入する。</p> <p>(2) 若手研究者等の能力の活用 「研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針」(平成23年2月3日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。 また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。 さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。</p> <p>(3) 管理部門の能力向上 管理部門の事務処理能力の更なる向上を図るため、研修会や関係するセミナーへの参加を奨励するとともに、高度技能専門員の積極的な活用を図る。 また、研究者の事務負担の軽減に資するよう、管理部門体制の見直しや、関係マニュアルの改訂等により事務手続きの効率化に努める。</p>

変更案	現行
<p>(4) 適切な職務業績評価の実施</p> <p>職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。</p> <p>また、必ずしも学術論文の形になりにくい研究事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。</p>	<p>(4) 適切な職務業績評価の実施</p> <p>職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。</p> <p>また、必ずしも学術論文の形になりにくい研究事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。</p>
<p><u>3. 情報セキュリティ対策等の推進</u></p>	<p><u>3. 情報セキュリティ対策等の推進</u></p>
<p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定) を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び実施手順書等に従い、情報セキュリティ対策を適切に進めるとともに、研修を確実に実施し、自己点検等の結果を踏まえ運用の見直しを行う。</p>	<p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定) を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び実施手順書等に従い、情報セキュリティ対策を適切に進めるとともに、研修を確実に実施し、自己点検等の結果を踏まえ運用の見直しを行う。</p>
<p>(2) 個人情報等の管理体制の整備</p> <p>個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。</p>	<p>(2) 個人情報等の管理体制の整備</p> <p>個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。</p>
<p><u>4. 施設・設備の整備及び管理運用</u></p> <p>良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。</p> <p>また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を</p>	<p><u>4. 施設・設備の整備及び管理運用</u></p> <p>良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。</p> <p>また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を</p>

変更案	現行
進めることなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。	進めることなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。
<p><u>5. 安全衛生管理の充実</u></p> <p>メンタルヘルスセミナーの実施やストレスチェック制度の適切な導入などメンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。</p> <p>また、人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定など職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、火災・地震総合訓練など各種安全・衛生教育訓練の推進など危機管理体制の一層の充実を図る。</p>	<p><u>5. 安全衛生管理の充実</u></p> <p>メンタルヘルスセミナーの実施やストレスチェック制度の適切な導入などメンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。</p> <p>また、人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定など職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、火災・地震総合訓練など各種安全・衛生教育訓練の推進など危機管理体制の一層の充実を図る。</p>
<p><u>6. 業務における環境配慮等</u></p> <p>我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。</p> <p>また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p><u>6. 業務における環境配慮等</u></p> <p>我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。</p> <p>また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>
別添1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図 別添2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等	別添1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図 別添2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）のうち国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等 新旧対照表

変更案			現行		
	評価軸	指標		評価軸	指標
<u>第3 研究開発の成果の最大化その他 の業務の質の向上に関する事項</u>			<u>第3 研究開発の成果の最大化その他 の業務の質の向上に関する事項</u>		
1. 環境研究に関する業務			1. 環境研究に関する業務		
(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	○統合的な取り組みにより環境問題の課題の解決に繋がる成果が得られているか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・課題解決に向けた取組の進捗・貢献状況 ・環境政策への貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表<u>件数</u>、研究データ報告件数 等 	①課題解決型研究プログラム	○統合的な取り組みにより環境問題の課題の解決に繋がる成果が得られているか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・課題解決に向けた取組の進捗・貢献状況 ・環境政策への貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表、研究データ報告件数 等
①課題解決型研究プログラム			②災害環境研究プログラム		
②災害環境研究プログラム	○災害環境研究における総合的な取り組みにより環境行政や社会へ貢献をしているか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地や関係主体等と連携した取組の実施状況 ・研究成果の国や地方自治体による政策への貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等の委員数 ・一般向けの講演・ワークショップ等の数 ・誌上・口頭発表<u>件数</u>、研究データ報告件数 等 	○災害環境研究における総合的な取り組みにより環境行政や社会へ貢献をしているか	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地や関係主体等と連携した取組の実施状況 ・研究成果の国や地方自治体による政策への貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等の委員数 ・一般向けの講演・ワークショップ等の数 ・誌上・口頭発表、研究データ報告件数 等 	
	○環境創造センターに入居する他機関との適切な役割分担の下での連携をはじめ、他	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携状況 等 	○環境創造センターに入居する他機関との適切な役割分担の下での連携をはじめ、他	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携状況 等 	

(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進 ①基盤的調査・研究の推進	の関係機関等と適切に連携しつつ取り組んでいるか ○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか	【モニタリング指標】 ・連携ワークショップ等の開催数 等 【評価指標】 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 【モニタリング指標】 ・誌上・口頭発表 <u>件数</u> 、研究データ報告件数 ・受賞数 ・一論文あたりの平均被引用数 ・全論文の被引用数 ・研究系職員一人あたりの論文・研究データ報告件数 等 【評価指標】 ・環境政策への貢献状況 等	(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進 ①基盤的調査・研究の推進	の関係機関等と適切に連携しつつ取り組んでいるか ○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか	【モニタリング指標】 ・連携ワークショップ等の開催数 等 【評価指標】 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 【モニタリング指標】 ・誌上・口頭発表、研究データ報告件数 ・受賞数 ・一論文あたりの平均被引用数 ・全論文の被引用数 ・研究系職員一人あたりの論文・研究データ報告件数 等 【評価指標】 ・環境政策への貢献状況 等
②環境研究の基盤整備等	○研究事業については計画に沿って主導的に実施されているか	【評価指標】 ・実施の状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 【モニタリング指標】 ・データプロダクト等の件数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 等 【評価指標】 ・実施内容の学術的水準・規模 ・実施内容の希少性 ・成果の活用状況 等	②環境研究の基盤整備等	○研究事業については計画に沿って主導的に実施されているか	【評価指標】 ・実施の状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 【モニタリング指標】 ・データプロダクト等の件数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 等 【評価指標】 ・実施内容の学術的水準・規模 ・実施内容の希少性 ・成果の活用状況 等
(3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点と	○実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか		(3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点と		

<p>してのハブ機能強化</p> <p>①中核的研究機関としての研究連携の強化</p> <p>②プラットフォームの形成による国内外機関との連携</p> <p>(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進</p> <p>①研究成果の発信・提供</p>	<p>○中核的研究機関としての役割を發揮しているか</p> <p>○国内外との連携促進により、研究事業の成果の最大化に貢献したか</p> <p>○研究成果を論文、インターネット、マスメディア等を通じて適切に発信しているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況 ・外部機関との共著率（国内・国際） ・国際機関等の活動への参加・協力 ・学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外） ・学会等における活動状況（国内・国際）等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究契約数 ・共同研究の機関数 ・協力協定数（国内・国際） ・地方環境研究所等との共同研究数 ・大学との交流協定数 ・大学の非常勤講師等委嘱数 ・客員研究員等の受入数 ・二国間協定等の枠組み<u>の</u>下での共同研究数 ・海外からの研究者・研修生の受入数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャパシティビルディングの場の提供状況 ・成果の集積、情報基盤の構築状況 ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表件数 ・情報発信の取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招待講演数 ・プレスリリース件数 	<p>してのハブ機能強化</p> <p>①中核的研究機関としての研究連携の強化</p> <p>②プラットフォームの形成による国内外機関との連携</p> <p>(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進</p> <p>①研究成果の発信・提供</p>	<p>○中核的研究機関としての役割を發揮しているか</p> <p>○国内外との連携促進により、研究事業の成果の最大化に貢献したか</p> <p>○研究成果を論文、インターネット、マスメディア等を通じて適切に発信しているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況 ・外部機関との共著率（国内・国際） ・国際機関等の活動への参加・協力 ・学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外） ・学会等における活動状況（国内・国際）等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究契約数 ・共同研究の機関数 ・協力協定数（国内・国際） ・地方環境研究所等との共同研究数 ・大学との交流協定数 ・大学の非常勤講師等委嘱数 ・客員研究員等の受入数 ・二国間協定等の枠組み下での共同研究数 ・海外からの研究者・研修生の受入数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャパシティビルディングの場の提供状況 ・成果の集積、情報基盤の構築状況 ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上・口頭発表件数 ・情報発信の取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招待講演数 ・プレスリリース件数
--	--	--	--	--	--

2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	<p>②研究成果の政策貢献と活用促進等</p> <p>○成果普及による社会貢献に向け、環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</p> <p>③社会貢献活動の推進</p> <p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等のアウトリーチ活動に適切に取り組んでいるか</p> <p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HP のアクセス数 ・HP から新たに提供したコンテンツの件数 ・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策への主な貢献事例の状況 ・データベース・保存試料等の提供状況 ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策や総合的な地域政策についての国のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況 ・各種審議会等の委員数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 ・職務発明の認定件数 ・知的財産の保有状況 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ活動への取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウム等の開催状況・参加者数 ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数 ・見学受け入れや講師派遣等のアウトリーチ活動の状況 ・その他イベントへの参画状況・参画件数 ・研究所視察・見学受け入れ数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況 ・新たに収集・整理した情報源情報の件数等 	<p>②研究成果の政策貢献と活用促進等</p> <p>○成果普及による社会貢献に向け、環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</p> <p>③社会貢献活動の推進</p> <p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等のアウトリーチ活動に適切に取り組んでいるか</p> <p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p>	<p>○成果普及による社会貢献に向け、環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策への主な貢献事例の状況 ・データベース・保存試料等の提供状況 ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策や総合的な地域政策についての国のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況 ・各種審議会等の委員数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 ・職務発明の認定件数 ・知的財産の保有状況 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ活動への取組状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウム等の開催状況・参加者数 ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数 ・見学受け入れや講師派遣等のアウトリーチ活動の状況 ・その他イベントへの参画状況・参画件数 ・研究所視察・見学受け入れ数 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況 ・新たに収集・整理した情報源情報の件数等
-------------------------	--	---	--	--

<p>3. 気候変動適応に関する業務</p>	<p>○気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センターに対する技術的援助の状況 ・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況 ・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）の構築状況 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価の評点 ・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助の件数 ・気候変動適応情報プラットフォーム等への、地方公共団体、地域気候変動適応センター、調査研究等機関、国民等からのアクセス数 ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報プラットフォームに掲載した情報の件数 ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告件数 等 		
-------------------------------	---	---	--	--